

平 26.11.7  
総 12 - 2

## 参考資料

「働き方の選択に対して中立的な税制」  
を中心とした所得税のあり方

平成 26 年 11 月 7 日(金)

財務省

# 目 次

1. 「働き方の選択に対して中立的な制度」に関する検討方針	1
2. 働き方や家族のあり方等をめぐる社会・経済の構造変化	6
3. 配偶者控除に関する主な考え方（これまでの税調答申等から）	23
4. いわゆる「103万円の壁」、「130万円の壁」	32
5. いわゆる移転的基礎控除	37
6. 課税単位	41
7. 個人所得課税における税負担の調整と負担状況	44
8. 社会・経済の構造変化と所得税	51

# 1. 「働き方の選択に対して中立的な制度」 に関する検討方針

# 経済財政運営と改革の基本方針2014(抄)

平成26年6月24日 閣議決定

---

## 女性の活躍、男女の働き方改革

女性が輝く社会を目指す。そのため、男女の働き方に関する様々な制度・慣行や人々の意識、ワーク・ライフ・バランスを抜本的に変革し、男女が意欲や能力に応じて労働参加と出産・育児・介護の双方の実現を促す仕組みを関係者で議論し構築していく。

女性の活躍を推進するため、女性の活躍を支える社会基盤となる取組を進めるとともに、役員・管理職等への女性の登用促進の目標達成に向けた情報開示の促進や公共調達の活用等の取組、仕事と子育て、介護の両立を進める企業への支援、女性のライフステージに対応した支援等を進める。さらに、税制・社会保障制度等について、女性の働き方に中立的なものにしていくよう検討を進める。

# 「日本再興戦略」改訂2014 －未来への挑戦－（抄）

平成26年6月24日 閣議決定

## 働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し

日本再興戦略では、「女性の活躍推進」の項目において、「働き方の選択に関して中立的な税制・社会保障制度の検討を行う」とこととし、税制面では、本年3月以降、政府税制調査会において、女性の働き方の選択に対して中立的な税制の検討を行ってきた。

働き方の選択に対してより中立的な社会制度を構築するためには、幅広く総合的な取組が不可欠である。このため、少子高齢化の進展や共働き世帯の増加などの社会経済情勢の変化の下、女性の活躍の更なる促進に向け、税制、社会保障制度、配偶者手当等について、経済財政諮問会議で年末までに総合的に検討する。

### ・税制について

税制面では、自民党・日本経済再生本部の提言や政府税制調査会におけるこれまでの議論を踏まえ、女性の働き方に対してより中立的な制度とする方策について、経済財政諮問会議と連携しつつ、引き続き政府税制調査会において幅広く検討を進める。

### ・社会保障制度について

社会保障制度については、（中略）、経済財政諮問会議における議論を踏まえつつ、社会保障制度の持続可能性を高める観点や、女性の生き方・働き方に対してより中立的な制度の構築という観点を明示的に踏まえた上で、被用者保険の適用拡大や給付・負担の在り方等を含む包括的な検討を着実に進める。

### ・配偶者手当の見直しについて

配偶者を持つ従業員に対し、手当を支給する事例も見られ、結果的に女性の就労を抑制している場合があるとの指摘があることに鑑み、経済財政諮問会議において人事院等に情報提供等の協力を要請しながら議論を深め、配偶者に対する民間及び公務員の手当の在り方について検討を進める。

# 女性の働き方の選択に対して中立的な税制の検討にあたっての論点整理

平成26年6月11日  
政府税制調査会

## 1. これまでの議論の整理

- 安倍政権の成長戦略である日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）では、「女性の活躍推進」の項目において、「働き方の選択に対して中立的な税制・社会保障制度の検討を行う」とされている。政府税制調査会においては、本年3月の経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議における麻生財務大臣の「この問題については所得税の根幹に関わることであり、中長期的な視点から、幅広く政府税制調査会で議論していく」とのご発言、安倍総理大臣の「女性の就労拡大を抑制する効果をもたらしている現在の税・社会保障制度の見直し及び働き方に中立的な制度について検討を行ってもらいたい」とのご指示を受け、議論を開始した。
- 女性の働き方の選択に関しては、他の制度が大きな影響を与えており、税制のみで解決を図ることは困難であるが、税制の在り方としては、働き方の選択に対してより中立的な税制を構築していくべきとの議論が多くなされた。また、個々人を納税者とする個人単位課税を基本とし、各種控除により個々人の事情に配慮する現行個人所得課税の基本的な仕組みは、将来の構造変化に対しても有効と考えられるとの意見が多くあった。
- その上で、税制における見直しの方向性として、以下の意見が示された。
  - ① 女性の様々なライフステージにおいて中立的かつ公平な税制を目指すべき、
  - ② 制度的な対応が行われたものの「心理的な壁」が残っており、結果として配偶者の就労を抑制する効果をもたらしうる現行の配偶者控除の仕組みは見直すべき。
- 他方、
  - ③ 家族の助け合いや家庭における子育てを積極的に評価すべきとの観点から一定の斟酌を残すことも必要、との意見もあった。

- 具体的な検討にあたっては、専業主婦世帯、共働き世帯といった世帯類型に関わらず、夫婦2人で受けられる控除の合計額が同額となるような控除の仕組みについて、その考え方を整理しながら検討していってはどうかといった意見があった。なお、見直しに当たっては、負担の変動や実施のタイミング、実務面の執行可能性等に留意すべきとの意見があった。

他方、各控除は密接に関係しており、個人所得課税の課税ベースや控除の在り方<sup>(注)</sup>等について、中長期的な観点から、幅広く議論を深める必要があるとの意見があった。また、検討に当たっては地域別や所得階層別の控除の適用実態を把握すべきとの意見があった。

(注) 例えば、扶養控除をはじめとした人的控除、給与所得控除、公的年金等控除の在り方等についての指摘があった。

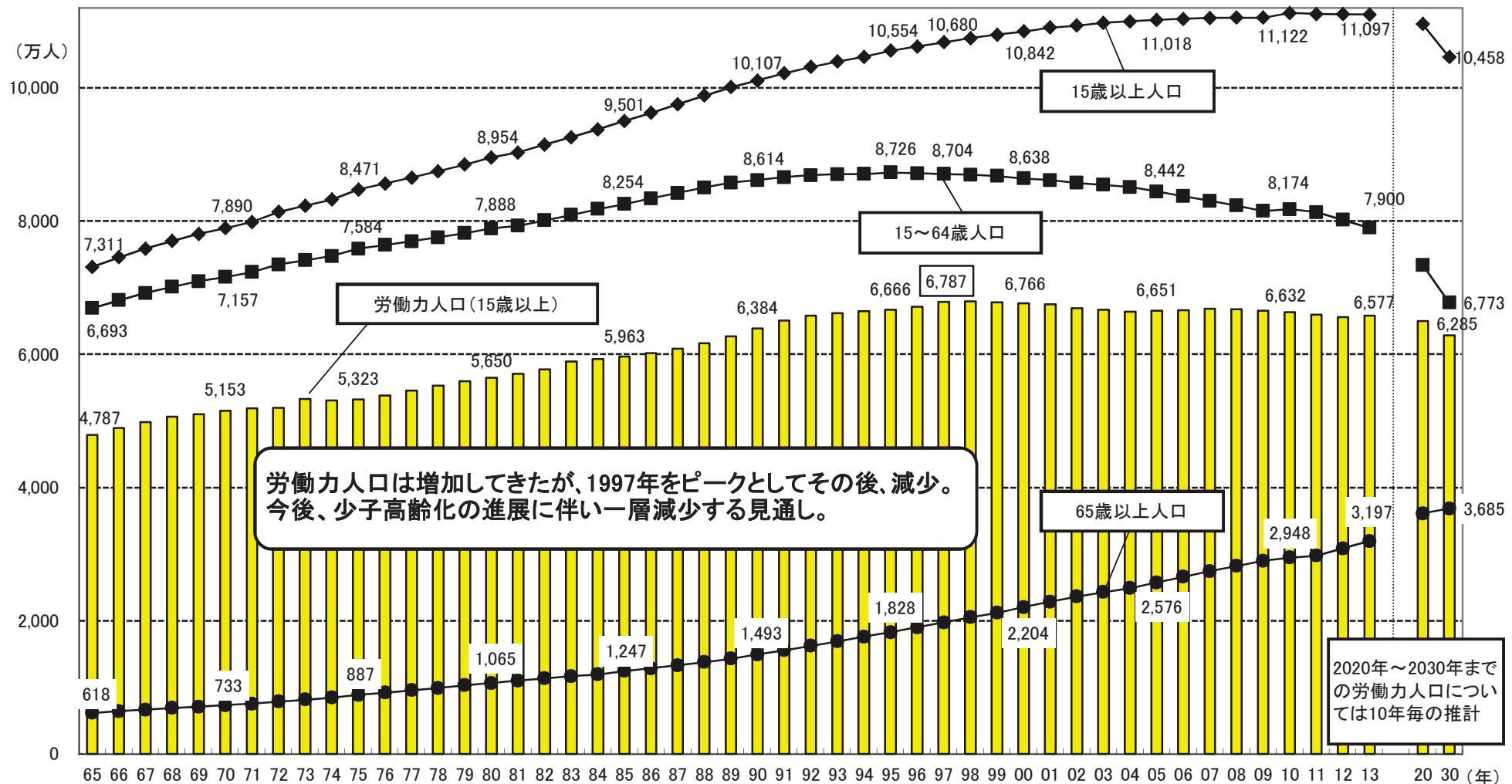
更に、就労ができる限り阻害しない、働き方の選択に対してより中立的な社会制度を構築するには、税制のみで問題解決を図ることは困難であり、社会保険制度や企業の賃金(手当)制度の問題への対応や保育所整備などの仕事と子育て等の両立支援、就労促進策、更には企業による多様かつ柔軟な働き方の提供等を含めた総合的な政策パッケージによる取組が不可欠であるとの意見が多くあった。

## 2. 政府税制調査会における今後の議論の進め方

- 当税制調査会としては、女性の働き方の選択に対して中立的な社会制度を構築していくためには、税制にとどまらず社会保険制度や企業の賃金制度等における課題に対しても合わせて検討が進められることが必要と考える。その中で、税制としてどのような対応が考えられるか、これまでの議論を踏まえ、引き続き幅広く検討を進める。
- 更に、個人所得課税について、経済社会の構造変化や厳しい財政事情等も踏まえ、所得再分配機能や財源調達機能といった、基幹税としての役割を適切に発揮させるため、課税ベースや控除の在り方等についても、中長期的な観点から、幅広く議論を行っていく。

## 2. 働き方や家族のあり方等をめぐる 社会・経済の構造変化

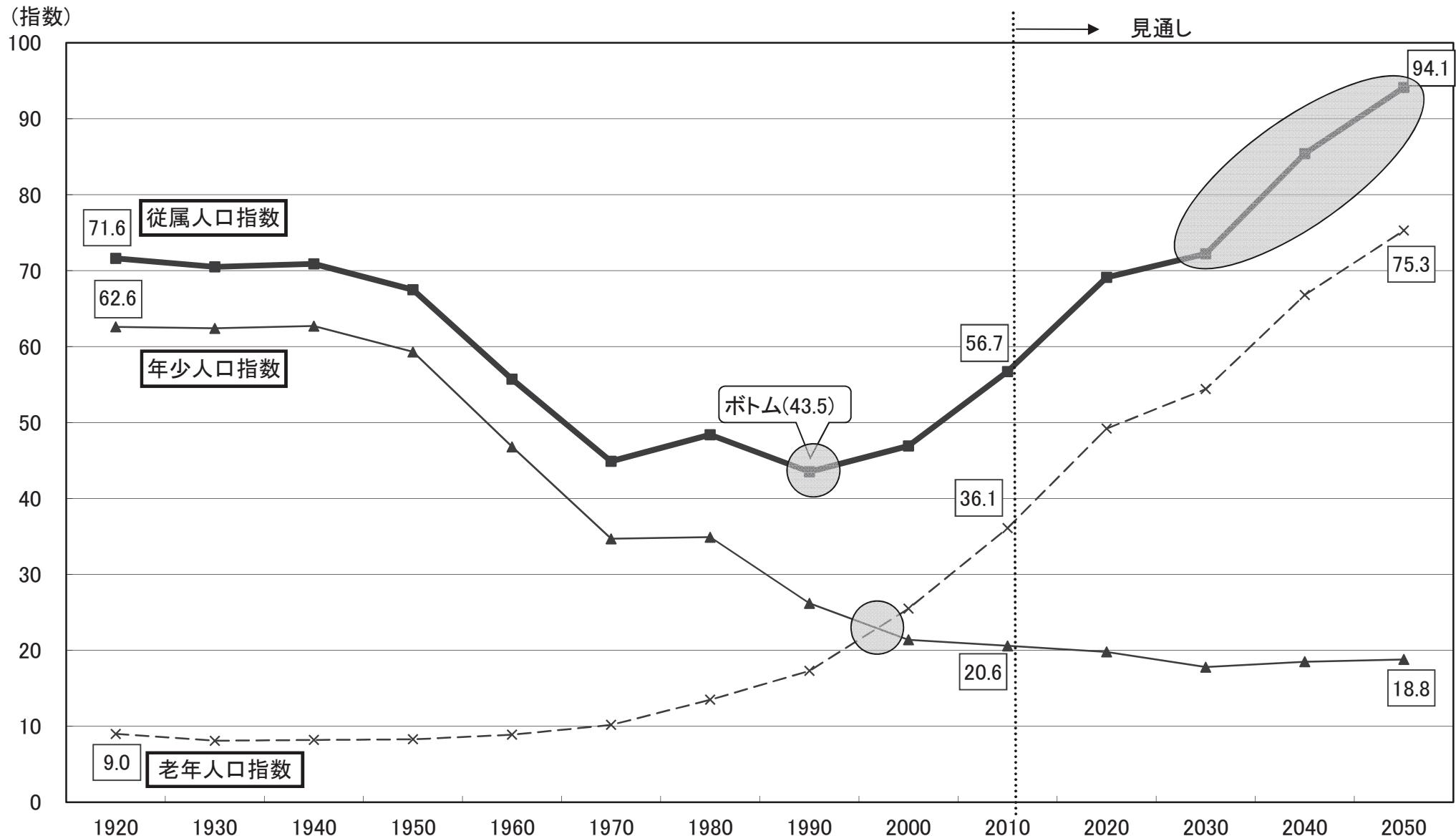
## 労働力人口等の推移



(備考) 労働力人口＝「就業者(雇用者+自営業者等)」+「完全失業者」

(出所) 人口(15歳以上、15～64歳、65歳以上)については、2010年までは総務省人口推計長期時系列データ、2011年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)による。労働力人口については、2013年までは総務省「労働力調査年報」(1965～1972年については沖縄県が含まれていない。また、2011年については岩手県、宮城県及び福島県において調査が一時困難となり、掲載した数値は補完的に推計した値である。)による。また、2020年から2030年にかけての労働力人口に関する推計は、厚生労働省「厚生労働白書」(平成26年版)による。

## 従属人口指数の推移



(備考) 「従属人口指数」=((年少人口(0~14歳)+老年人口(65歳以上))／生産年齢人口(15~64歳))×100

(年)

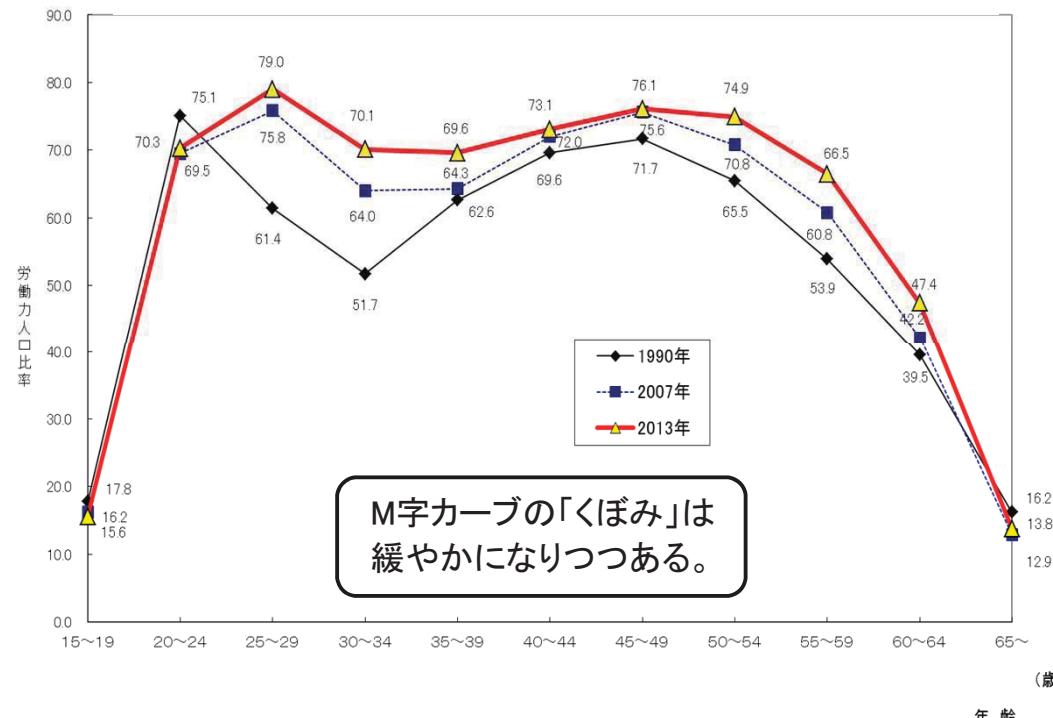
「年少(従属)人口指数」=(年少人口／生産年齢人口)×100

「老年(従属)人口指数」=(老年人口／生産年齢人口)×100

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集(2014年版)』

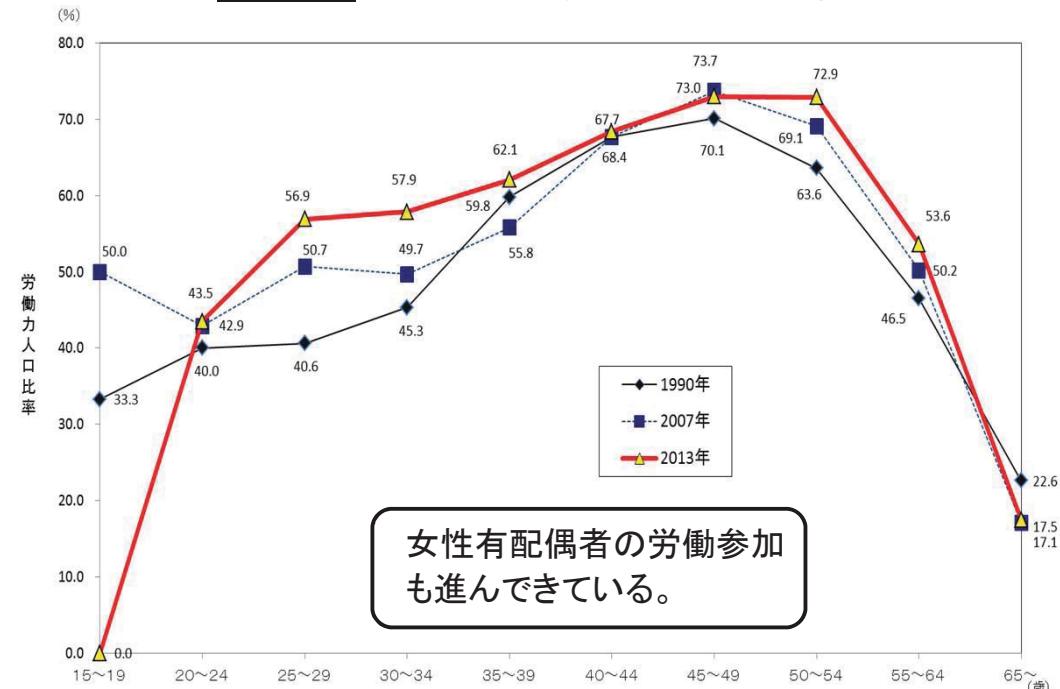
## 女性の労働参加の状況

<女性の年齢階級別労働人口比率の推移>



M字カーブの「くぼみ」は  
緩やかになりつつある。

<女性有配偶者の年齢階級別労働人口比率の推移>

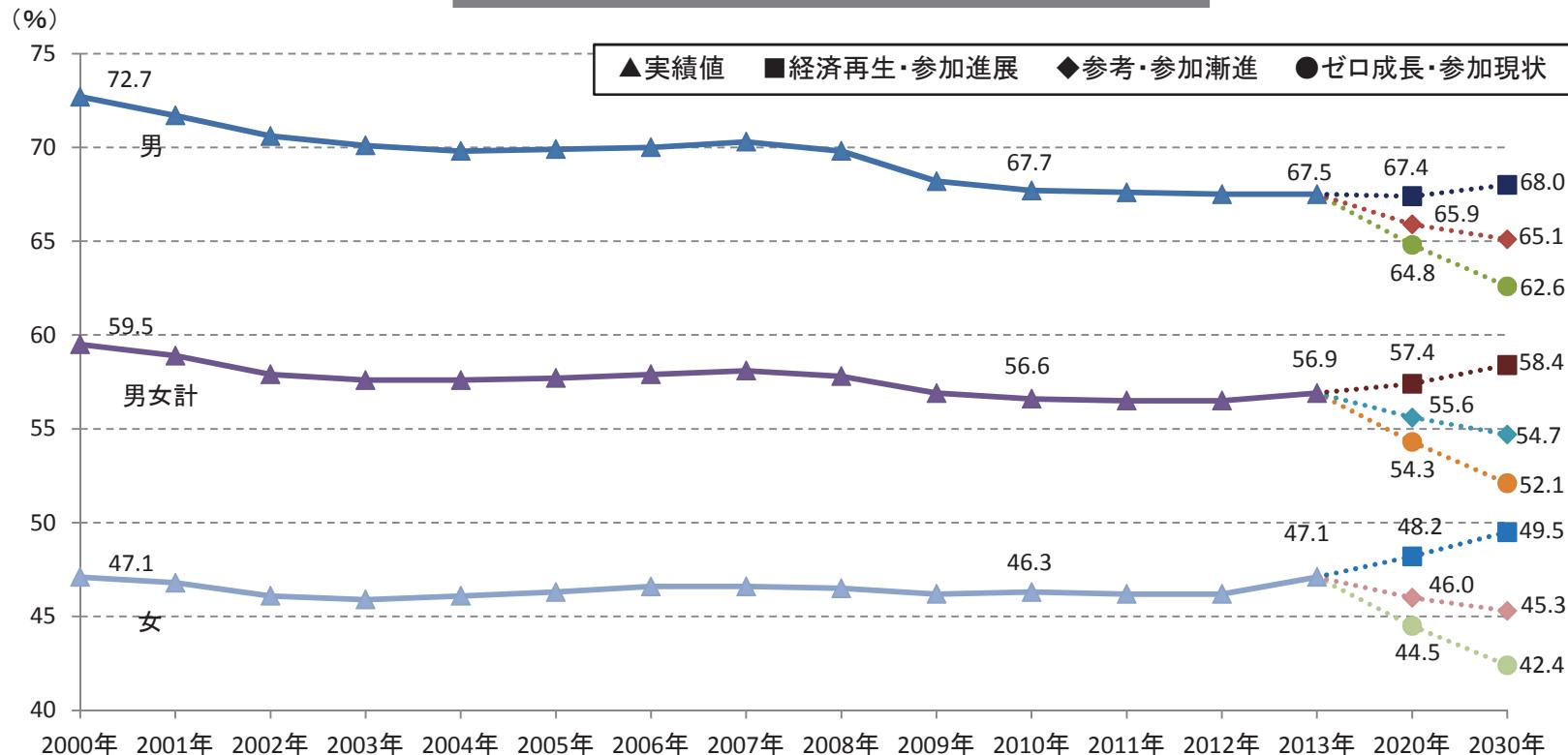


女性有配偶者の労働参加  
も進んできている。

(備考)「労働力人口比率」は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。

(出典)総務省「労働力調査」

## 就業率の推移



(注) 1. 2013年までの実績値は総務省統計局「労働力調査」、2020年及び2030年は(独)労働政策研究・研修機構「平成25年度 労働力需給の推計」の推計値。

2. 「経済再生・参加進展」：経済成長、及び若者、女性、高齢者などの労働市場参加が進むシナリオ。

「参考・参加漸進」：経済成長、及び若者、女性、高齢者などの労働市場参加が一定程度進むシナリオ。

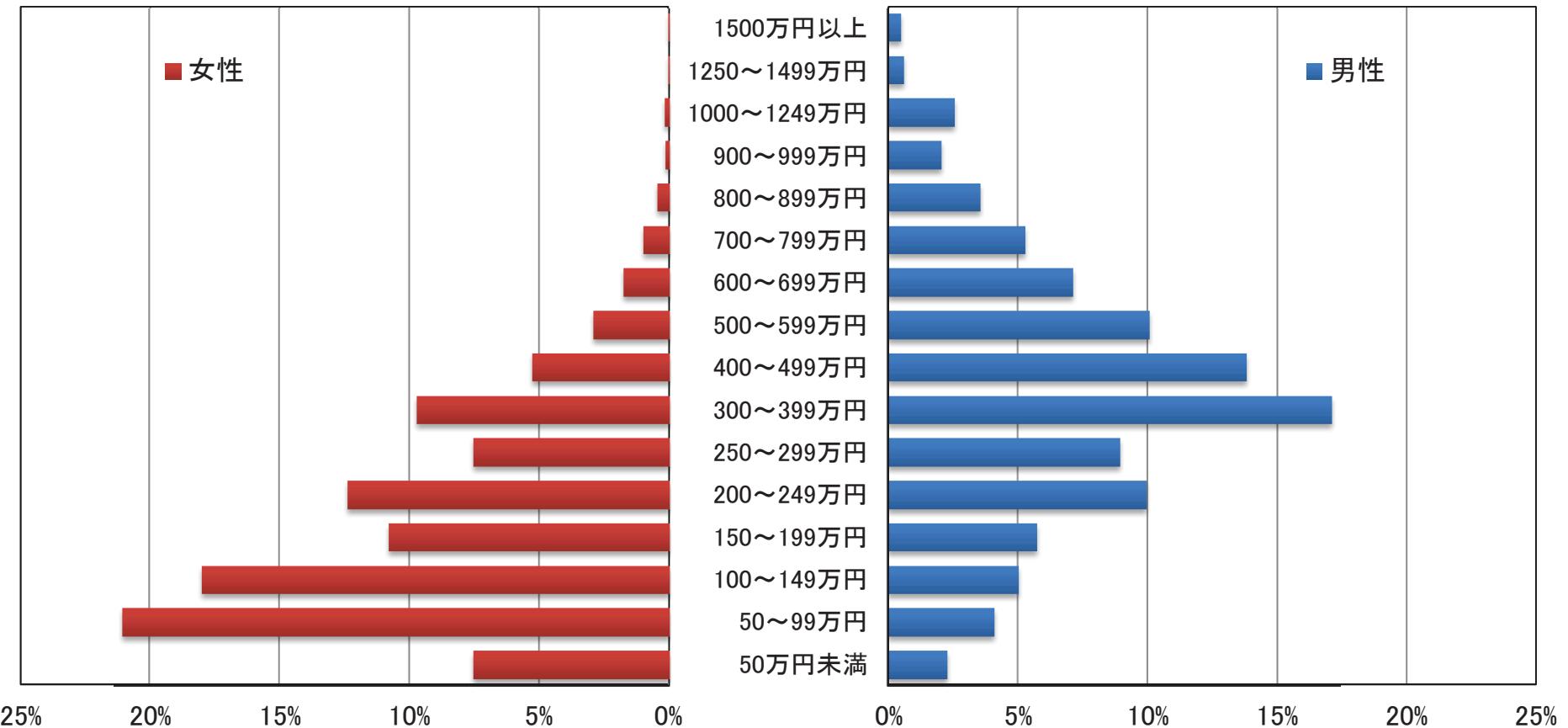
「ゼロ成長・参加現状」：ゼロ成長に近い経済成長で、性・年齢階級別の労働力率が2012年と同じ水準で推移すると仮定したシナリオ。

### <「日本再興戦略」における就業率の成果目標との比較（単位：%）>

性・年齢	年	実績		目標		推計			
		2012年	2020年		2020年		2030年		経済再生・参加進展
			日本再興戦略	ゼロ成長・参加現状	参考・参加漸進	経済再生・参加進展	ゼロ成長・参加現状	参考・参加漸進	
男女計	20～34歳	74	78	75	76	78	75	77	82
	20～64歳	75	80	77	78	81	76	79	84
	60～64歳	58	65	58	63	65	58	66	70
女性	25～44歳	68	73	69	71	76	69	73	83

(出所)(独)労働政策研究・研修機構「平成25年度 労働力需給の推計」より引用。

## 男女別所得階層別雇用者割合

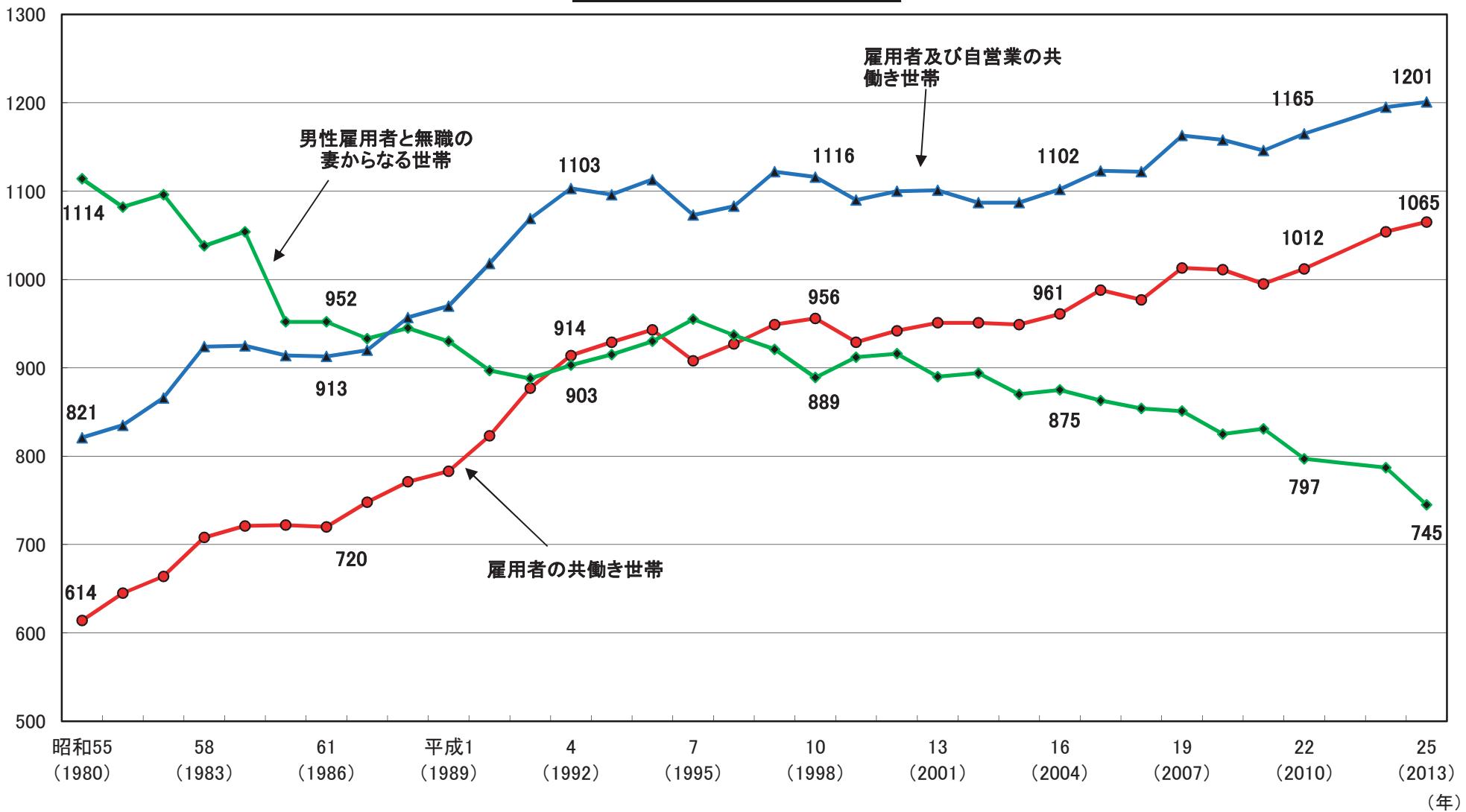


(注) 雇用者から役員は除いている。

(出所) 総務省「平成24年 就業構造基本調査」より作成。

(万世帯)

## 共働き等世帯数の推移



(備考) 1.「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに雇用者の世帯。

2.「男性雇用者と無職の妻からなる世帯」とは、夫が雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。

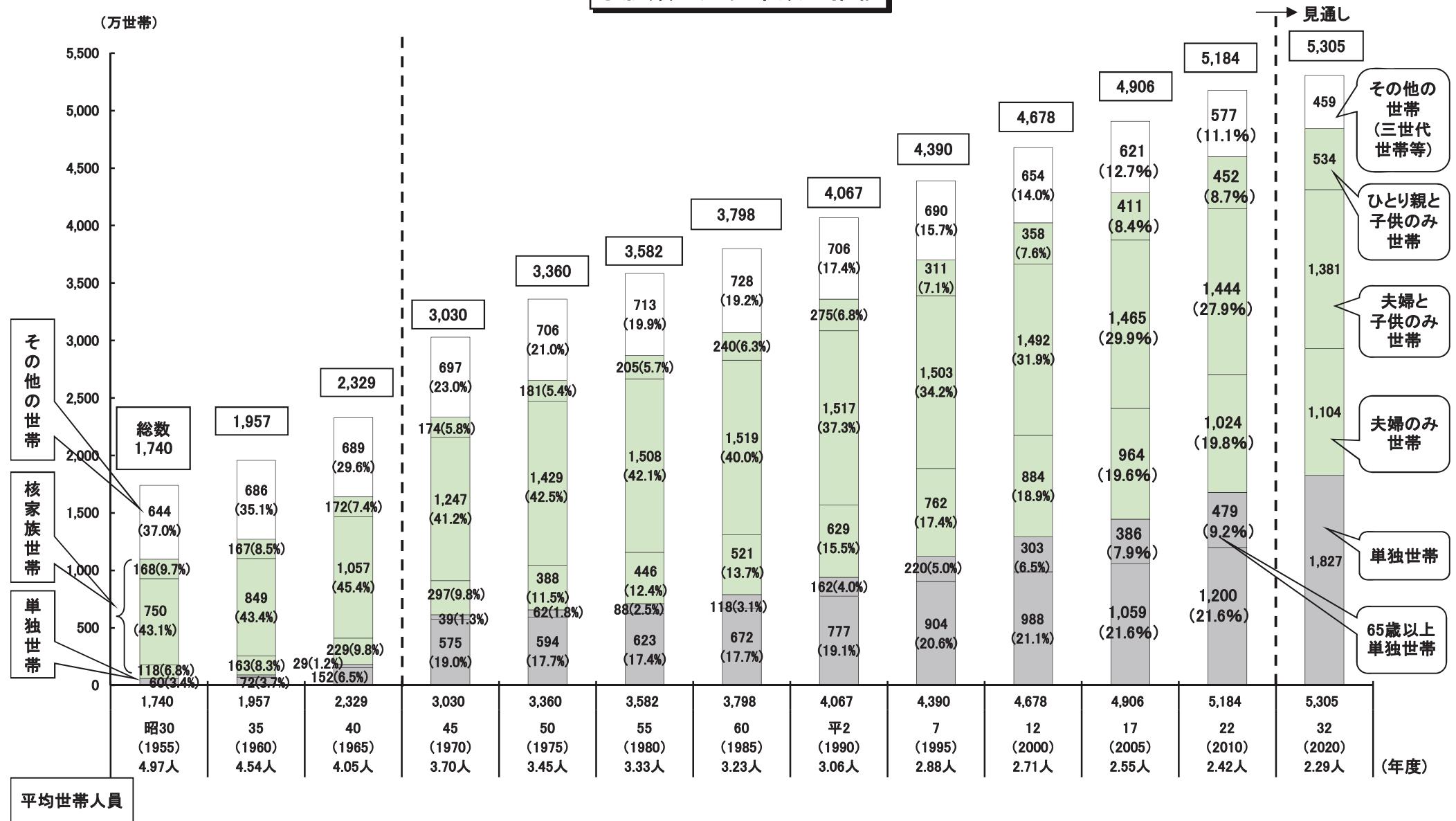
3.「雇用者及び自営業の共働き世帯」とは、夫が雇用者又は自営業主・内職者で、妻が雇用者又は自営業主・内職者の世帯。

4. 就業者から農林業及び家族従業者は除いた。

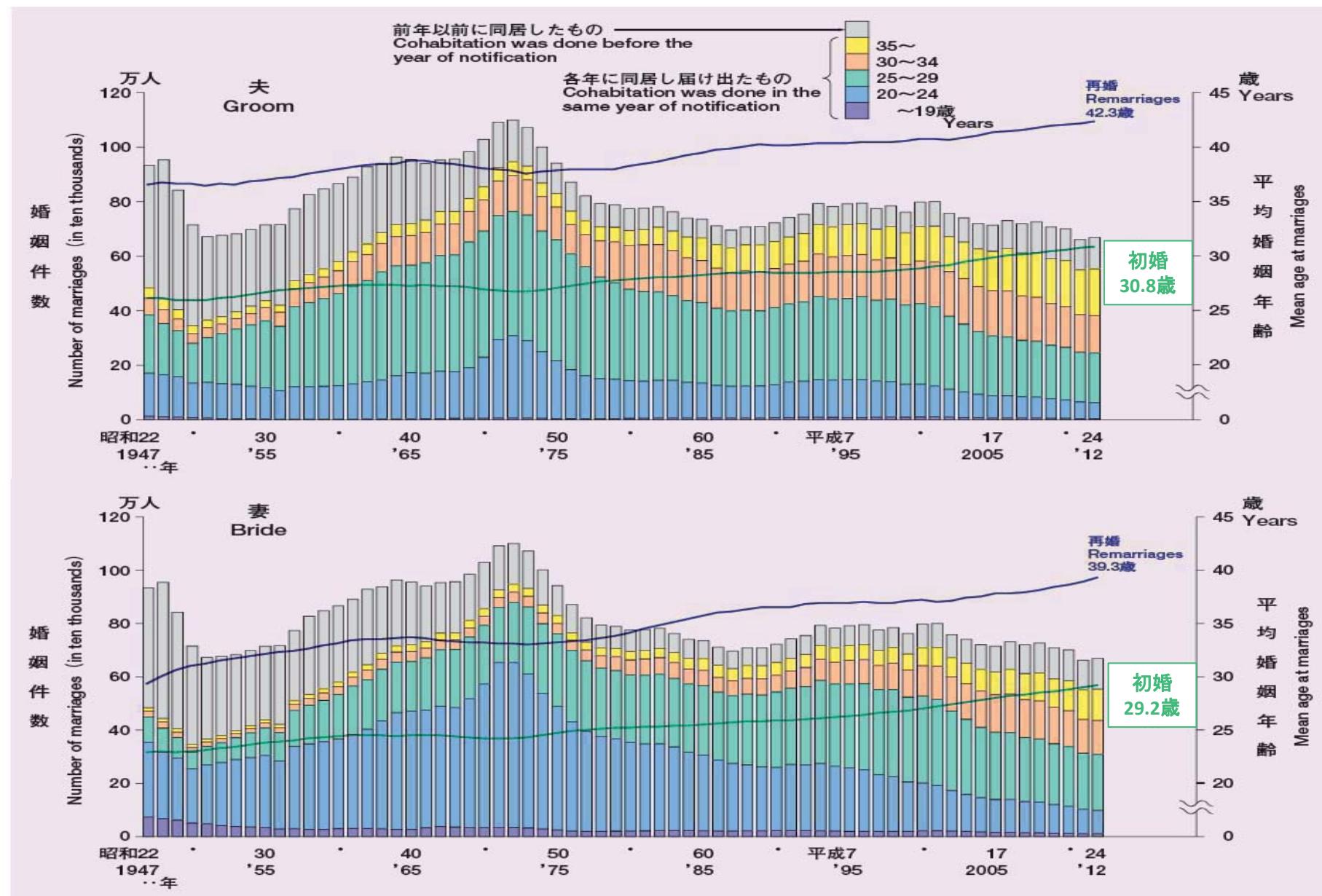
5. 平成23年は東日本大震災の影響により集計していない期間があり、年次結果は公表されていない。

(出所)「労働力調査特別調査」「労働力調査」(総務省)より作成。

## 家族類型別世帯数の推移



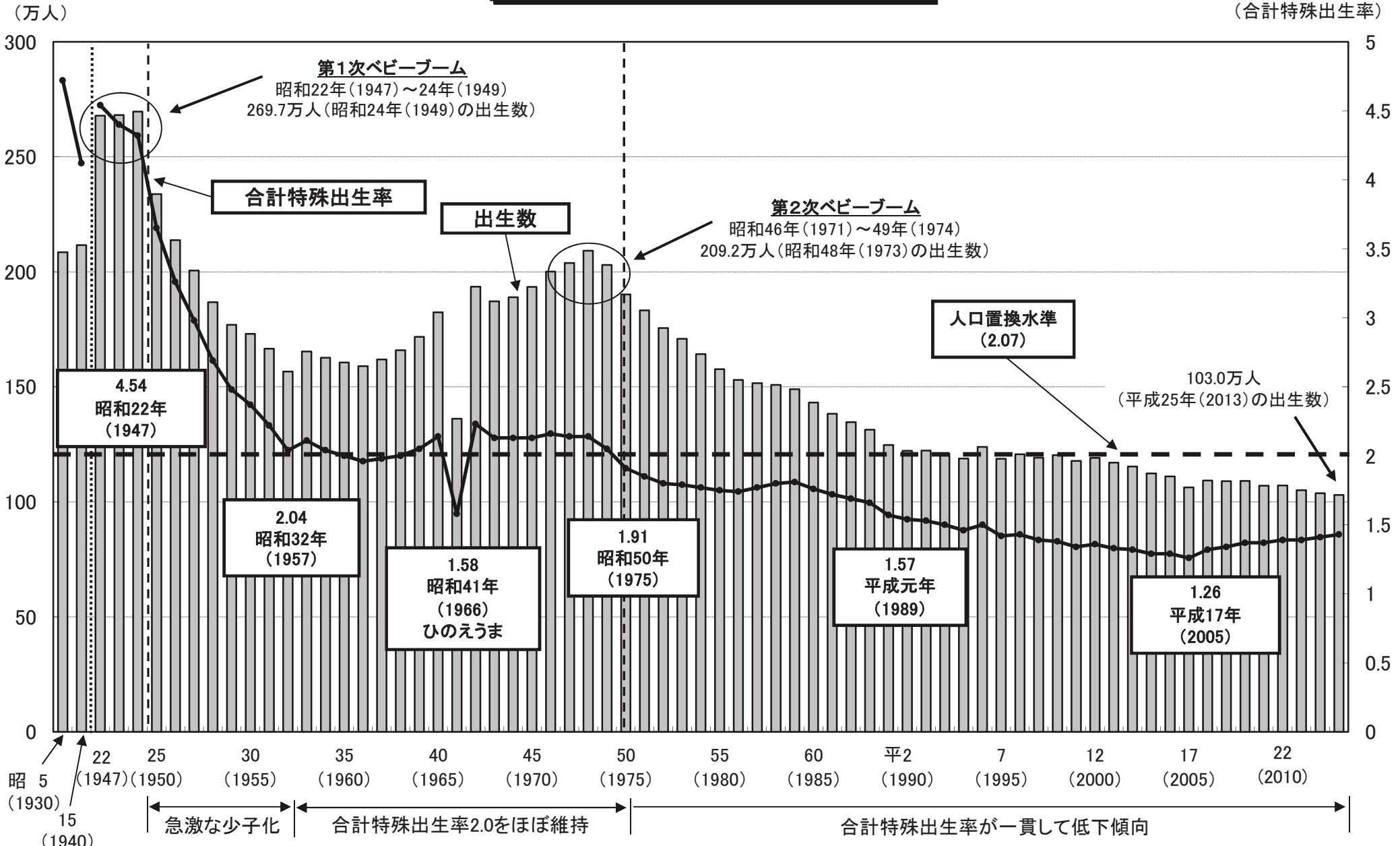
## 夫・妻の年齢階級別にみた婚姻件数及び平均婚姻年齢の年次推移—昭和22年～平成24年—



注：昭和42年までは結婚式をあげたときの年齢、43年以降は結婚式をあげたときと同居を始めたときのうち早いほうの年齢である。

(出所)厚生労働省「平成26年我が国の人口動態(平成24年までの動向)」

## 出生数及び合計特殊出生率の推移



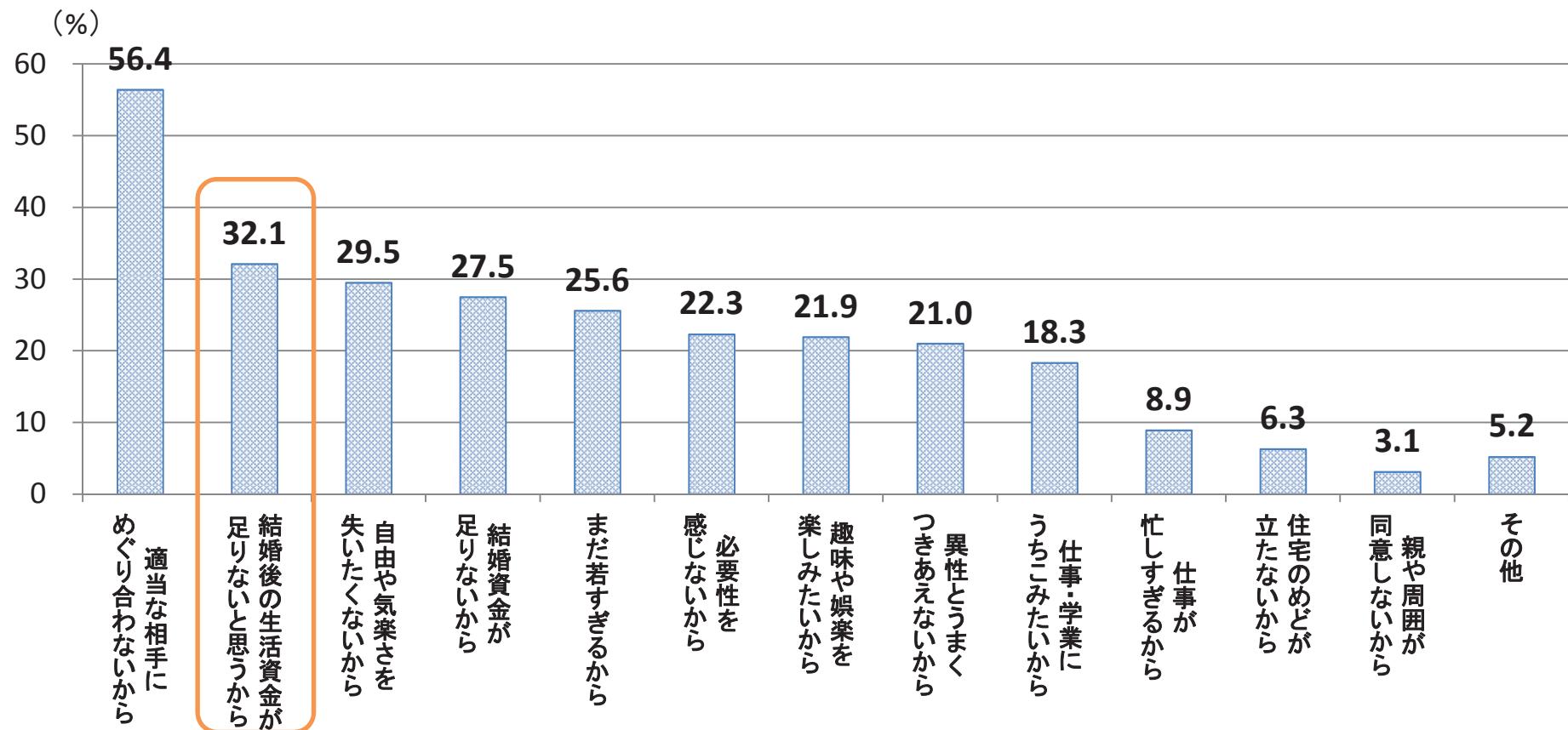
(備考)「合計特殊出生率」とは、15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率のパターンで一生の間に産むとした時の子供数に相当する。

「人口置換水準」とは、母親世代の女性が等しい数の娘世代の女性を産み残す水準であり、人口規模を維持するのに必要な水準(2.07程度)。

(出所)国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」、厚生労働省大臣官房統計情報「平成25年人口動態統計月報年計(確定数)の概況」

## 今までに結婚していない理由

- 今まで結婚していない理由として、結婚後の生活資金の不足をあげている人が3割超となっている。



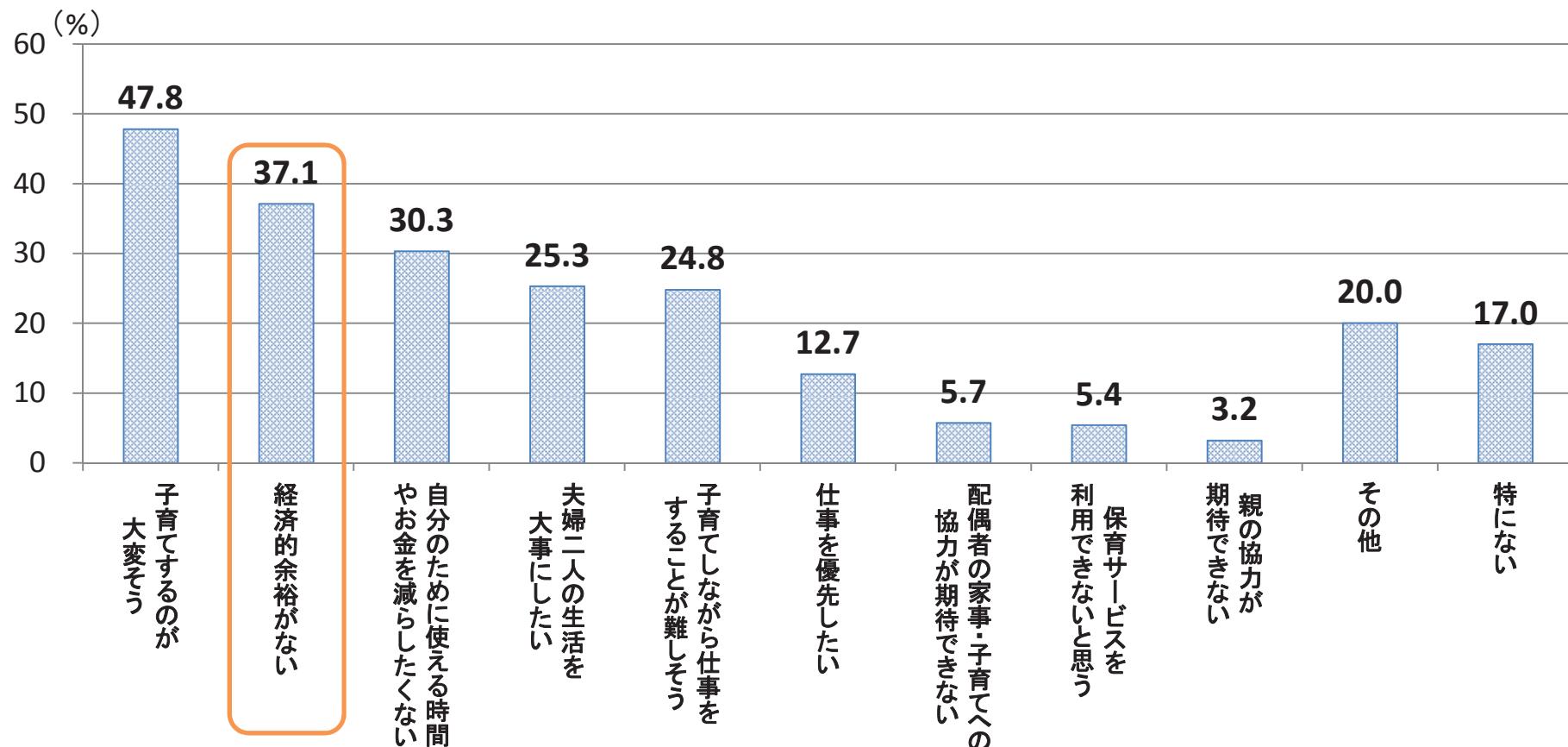
(注1) 内閣府「結婚・家族形成に関する報告書」(平成23年3月)より作成。

(注2) 20代・30代をアンケートの対象としている。

(注3) 6,973人からアンケートの回答を得ている。

## 子供が欲しくない理由

- 子供が欲しくない理由として、経済的余裕がないことをあげている人が4割弱となっている。



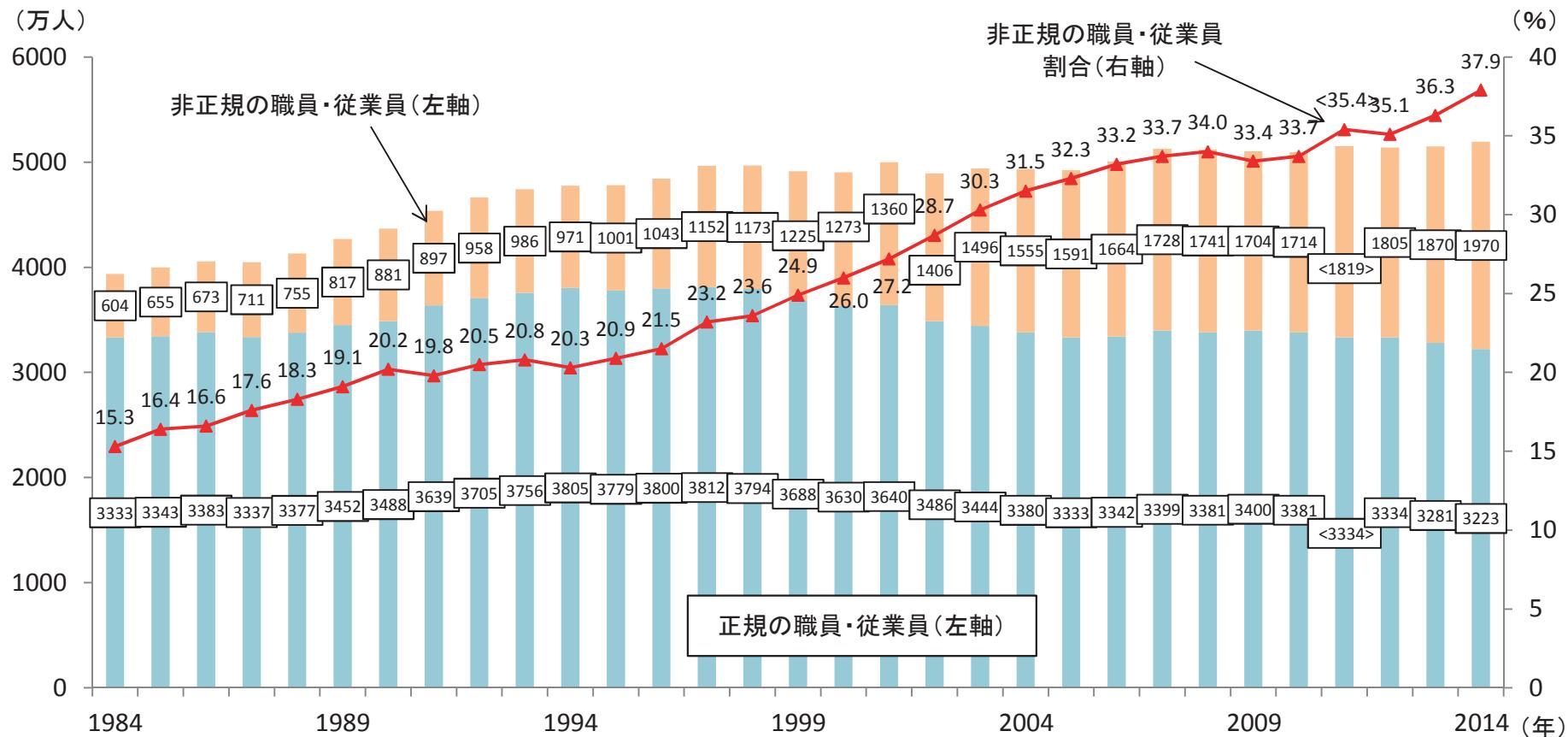
(注1) 内閣府「結婚・家族形成に関する報告書」(平成23年3月)より作成。

(注2) 20代・30代をアンケートの対象としている。なお、既婚者については結婚3年以内を対象としている。

(注3) 子供が欲しくないと回答した1,355人からアンケートの回答を得ている。

## 正規・非正規雇用者数の推移

○正規雇用者数は減少、非正規雇用者数は増加傾向にあり、非正規雇用比率は上昇傾向にある。



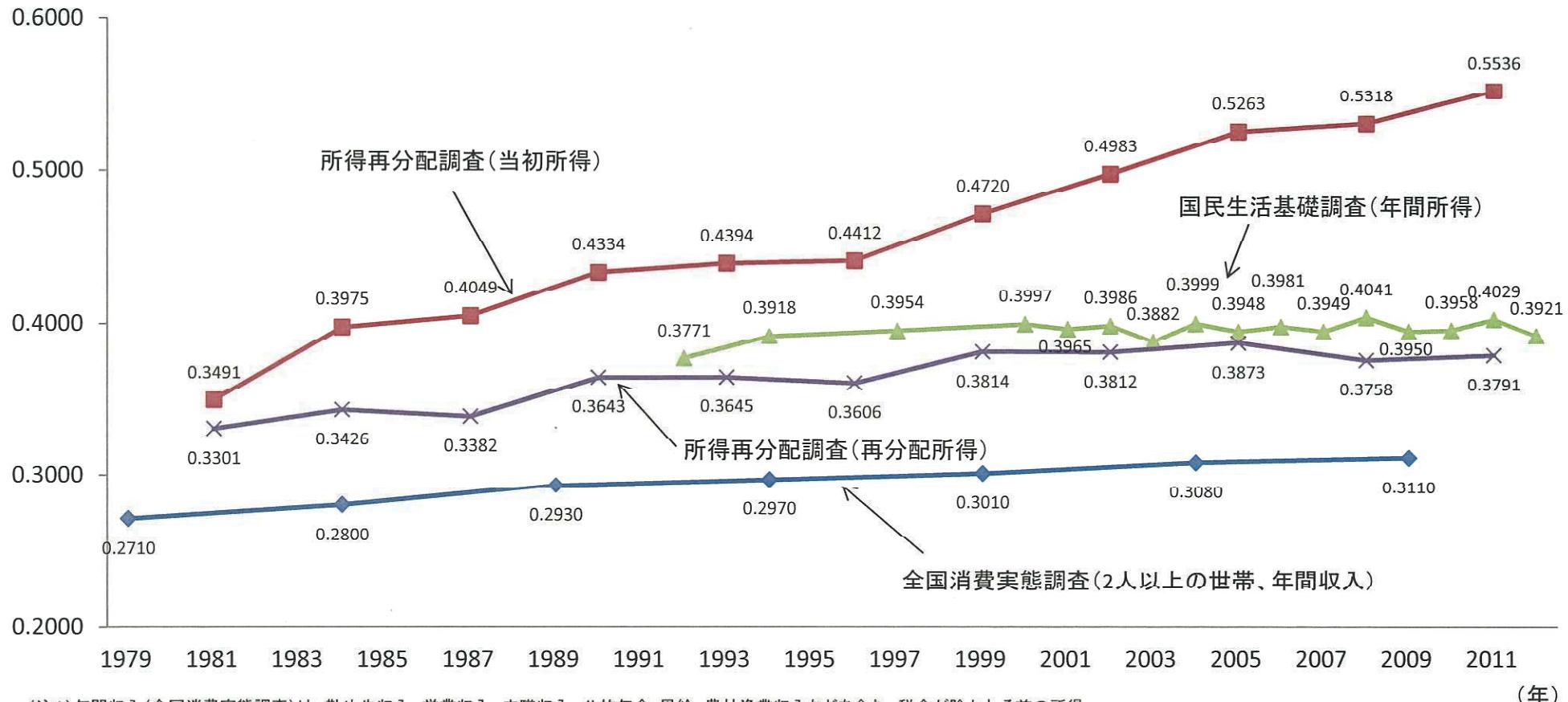
(注1)2001年以前は「労働力調査特別調査」、2002年以降は「労働力調査詳細集計」により作成。なお、「労働力調査特別調査」と「労働力調査詳細集計」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

(注2)労働力調査では、2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となった。ここに掲載した、2011年1～3月期平均の<>内の数値は補完的に推計した値である。

(注3)「非正規の職員・従業員」について、2008年以前の数値は「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計、2009年以降は、新たにこの項目を設けて集計した数値を掲載している。

## 各種統計における所得のジニ係数の推移

○統計によってジニ係数の水準にはばらつきがあるものの、1980年以降、ジニ係数でみた所得格差は増加傾向にある。



(注1)年間収入(全国消費実態調査)は、勤め先収入、営業収入、内職収入、公的年金・恩給、農林漁業収入などを含む。税金が除かれる前の所得。

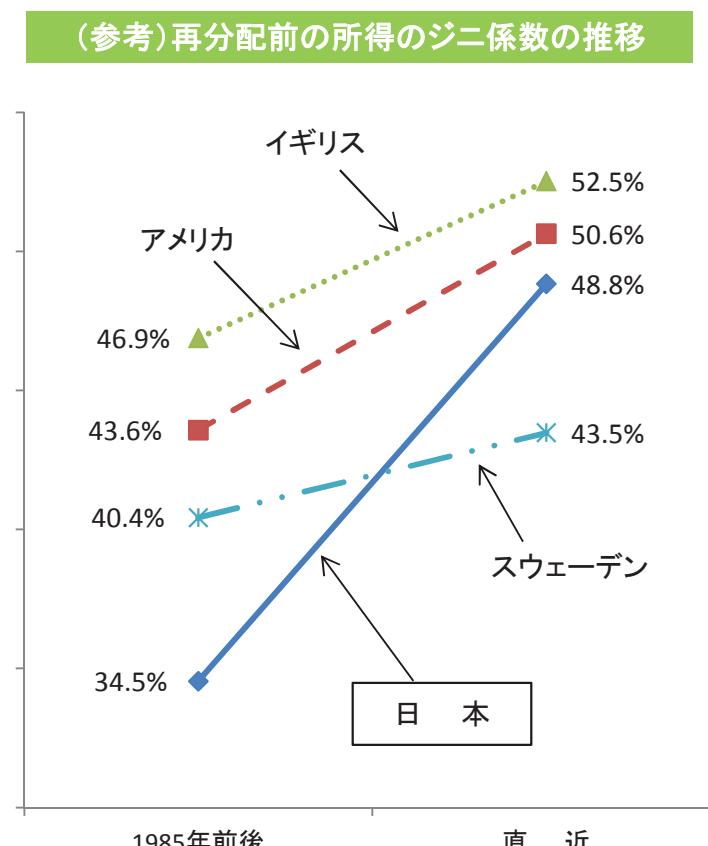
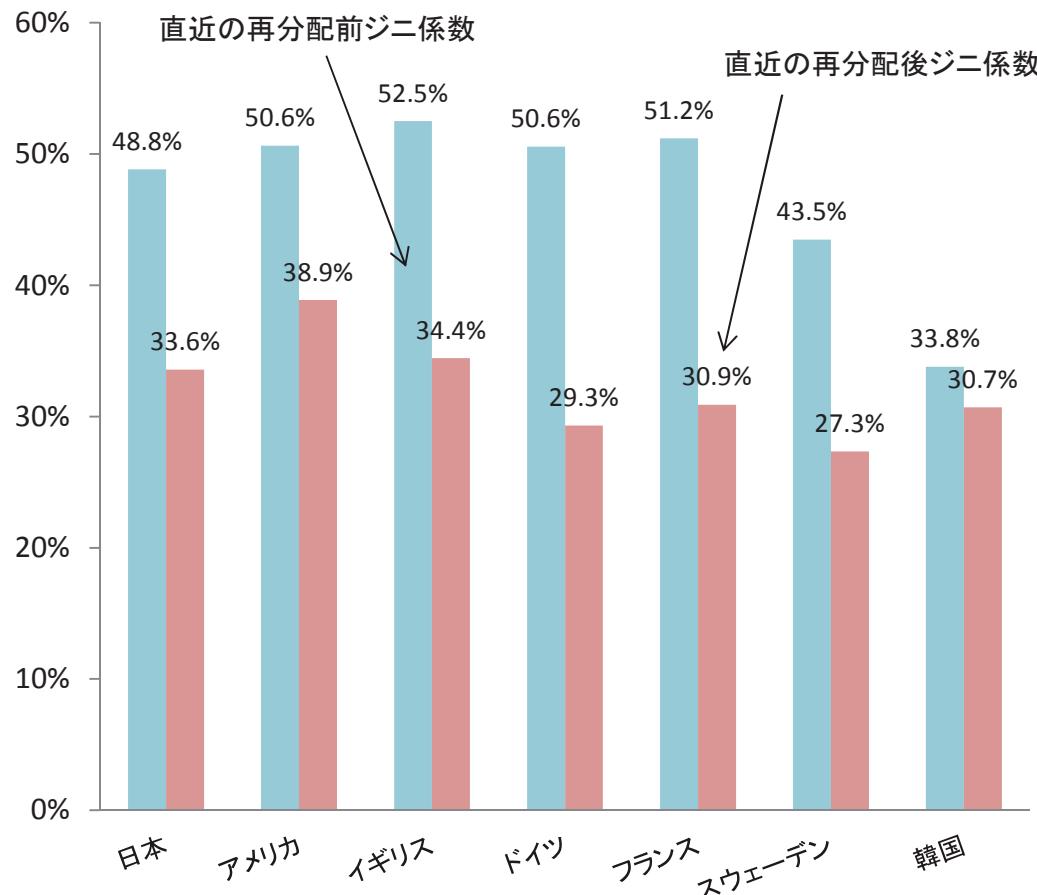
(注2)年間所得額(国民生活基礎調査)は、各年次の1~12月の稼働所得(雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得)、公的年金・恩給、財産所得、雇用保険、その他の社会保障給付金、仕送り、企業年金・個人年金等、その他の所得の合計額をいう。税金が除かれる前の所得。

(注3)当初所得(所得再分配調査)は雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付(仕送り、企業年金、生命保険金等の合計額)の合計額をいう。また、再分配所得(所得再分配調査)は当初所得から税金、社会保険料を控除し、社会保障給付(現物給付を含む)を加えたものである。

(出所)総務省「全国消費実態調査」、厚生労働省「所得再分配調査」、「国民生活基礎調査」

## 再分配前後の所得のジニ係数の国際比較(未定稿)

○日本のジニ係数は、欧米諸国と比較すると、再分配前においては同程度の水準だが、再分配後においてはアメリカ、イギリスに次いで高い水準。



(注)直近の数値: 日本は2009年、アメリカ、韓国は2012年、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンは2011年。

1985年前後の数値: 日本、イギリス、ドイツは1985年、アメリカは1984年、スウェーデンは1983年。

(出所)OECD StatExtract

〔これまでの議論の中間整理〕

## 未来への選択 － 人口急減・超高齢社会を超えて、日本発成長・発展モデルを構築 －

## 【確実な未来】

50年後も、人口減少が続き、加速。  
現状のままでは、「人口急減・  
超高齢社会」の到来

人口 (2013年) 12,730万人 → (2060年) 8,674万人  
 減少幅 2008～2013年 ▲16万人／年  
 2010年代後半～2020年代初頭 ▲50～60万人／年  
 2040年代初頭 ▲100万人／年  
 高齢化率 (2013年) 25% → (2060年) 40%



## 【現状のまま何もしない場合の未来像】

- プラス成長を続けることは困難になり、マイナス成長が定着
- 「人口オーナス」と「縮小スパイラル」の双方が作用し、国民生活低下のおそれ
- 女性、高齢者、若者が活躍できない労働市場の二極化、格差の固定化・再生産
- 地方で4分の1以上の自治体が消滅可能性、東京では超高齢化
- 医療・介護費の増加により財政破たんリスクの高まり

危機意識  
の共有未来を  
変える  
時間軸

成長・発展(早期に)  
アベノミクスを機に長期の  
発展経路へ

人口・地域(2020年目途)  
人口減少が加速する前に  
トレンドを変える

2020年のその先へ  
持続的・安定的に成長・  
発展する経済社会

## 【未来への選択】

- 制度、政策や人々の意識が速やかに変われば、「人口急減・超高齢社会」への流れは変えられる
- 若い世代や次の世代が豊かさを得て、結婚し、子どもを産み育てることができるように集中して改革・変革

## ①人口

50年後に1億人程度  
(この場合、その一世代後  
には微増に転じる)

- 国民の希望どおり子  
どもを産み育てられる  
環境により、1億人程  
度の人口を保持
- 資源配分を高齢者か  
ら子どもへシフト、出  
産・子育て支援を倍増。  
費用は現世代で負担
- 子どものための政策  
推進

## ②成長・発展

経済を世界に開き、  
「創意工夫による新た  
な価値の創造」により、  
成長し続ける

- イノベーションが生産  
性向上の切り札
- 産業・企業の「新陳代  
謝・若返り」(ダイナミズム)
- オープンな国づくりと、  
外国人材の戦略的受け入れ
- 債務残高対GDP比引  
下げ等の明確な目標

## ③人の活躍

年齢、性別に関わら  
ず能力発揮

- 男女の働き方改革に  
より、能力や意欲に応  
じた活躍の機会充実
- 70歳まで働く社会  
(新生産年齢人口)
- 未来の技術や産業に  
適応したプレイヤーの  
育成
- 格差の再生産の回避

## ④地域の未来

個性を活かした地域  
戦略、集約・活性化

- 新しい発想で資源を  
利活用し、働く場所を  
つくる(農業、観光等)
- 「集約・活性化」による  
コンパクトな地域・地方  
中枢都市圏域の形成
- 東京への若者の人口  
流出を抑制
- 東日本大震災の復興  
を地域のモデルに

## ⑤信頼・規範

基盤的な制度、文化、  
公共心など社会の土  
台を大切にする

- 日本の国土に育まれ  
た伝統、文化、美意識、  
価値観の継承・発信
- 国際貢献やルールづ  
くりへ参加、世界に発  
信し続ける
- 社会保障制度や財政  
の持続可能性の確保

# まち・ひと・しごと創生本部決定基本方針（抄）

平成26年9月12日

まち・ひと・しごと創生本部決定

## 1. 基本目標

地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する。

そのために国民が安心して働き、希望通り結婚し子育てができる、将来に夢や希望を持つことができるような、魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れをつくる。人口減少・超高齢化社会という危機的な現実に直視しつつ、景気回復を全国津々浦々で実感できるようにすることを目指し、従来の取組の延長線上にはない次元の異なる大胆な政策を、中長期的な観点から、確かな結果が出るまで断固として力強く実行していく。

## 2. 基本的視点

50年後に1億人程度の人口を維持するため、「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に正面から取り組むとともに、それぞれの「地域の特性」に即した課題解決を図ることを目指し、以下の3つを基本的視点とする。

### (1) 若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現

- ・ 人口減少を克服するため、若い世代が安心して働き、希望通り結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境を実現する。

## 3. 検討項目と今後の進め方

### (1) 検討項目

各本部員は、基本目標の実現のため、以下の項目について集中的に検討を進め、改革を実行に移す。

- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。

## 4. 取り組むに当たっての基本姿勢

人口減少克服・地方創生のためには、具体的な政策目標を掲げ、その実現に向けて従来型の発想にとらわれず英知を結集し、あらゆる効果的な政策手段を総動員しなければならない。「縦割り」を排除するとともに、個性あふれる「まち・ひと・しごと」創生のため、全国どこでも同じ枠にはめるような手法は採らない。そのためには、地方自治体等が主体的に取り組むことを基本とし、その活気あふれる発意をくみ上げ、民間の創意工夫を応援することが重要となる。本部員は、こうした点を踏まえ、以下の基本姿勢で取り組む必要がある。

- ③ 人口減少を克服するための地域の効果的・効率的な社会・経済システムの新たな構築を図り、税制・地方交付税・社会保障制度をはじめとしたあらゆる制度についてこうした方向に合わせて検討する。

### 3. 配偶者控除に関する主な考え方 (これまでの税調答申等から)

# 政府税制調査会のこれまでの答申等で示された配偶者控除に関する主な考え方

## ＜配偶者控除の性格＞

- ・ 納税者が、一定所得金額以下の配偶者を有する場合、その納税者本人の税負担能力（担税力）の減殺を調整する趣旨から、配偶者控除（所得税：38万円、個人住民税：33万円）及び配偶者特別控除（所得税：最高38万円、個人住民税：最高33万円）が設けられている。  
配偶者については、かつては1人目の扶養親族として扶養控除が適用されていたが、夫婦は相互扶助の関係にあって、一方的に扶養している親族と異なる事情があることなどに鑑み、昭和36年度に扶養控除から独立させて配偶者控除が創設された。（平成12年7月「わが国税制の現状と課題」）
- ・ （配偶者控除については、）今もその本質において扶養控除であった時代から変化していない。（平成17年6月「個人所得課税に関する論点整理」）

## ＜配偶者の就労に対する影響＞

- ・ 現行制度の下では、配偶者はその就労のあり方を決めるにあたって、パートナーの税負担に及ぶ影響を考慮に入れざるを得ない場合があり、配偶者の就労に対する中立性を阻害している。（平成17年6月「個人所得課税に関する論点整理」）

## ＜二重控除の問題＞

- ・ 紳税者本人は配偶者控除等の適用を受け、配偶者が基礎控除の適用を受けることで、配偶者の存在により世帯として二重に控除を享受するという問題が生じている。（平成17年6月「個人所得課税に関する論点整理」）

## ＜共働き世帯と片働き世帯のバランス＞

- ・ 家事や子育て等の負担はどのような世帯形態でも生じるものであり、税制面で片働きを一方的に優遇する措置を講じることは適当ではない。（平成15年6月「少子高齢社会における税制のあり方」）

## ＜配偶者の存在による納税者の担税力の減殺についての考え方＞

- ・ 配偶者の存在が納税者本人の担税力を減殺させているとの考え方については、夫婦のあり方や配偶者の家事労働の経済的価値もあること等から、改めて検討する必要がある。（平成17年6月「個人所得課税に関する論点整理」）
- ・ 成人は自ら就労して所得を稼得し、自らに基礎控除を適用する可能性を持つため、これらの者を扶養することを理由に控除を認めないとの考え方もある。（平成14年6月「あるべき税制の構築に向けた基本方針」）

## ＜夫婦の位置付けとの関係＞

- ・ 夫婦は生活の基本的単位であり、現行制度を維持すべきとする意見もある。（平成19年11月「抜本的な税制改革に向けた基本的な考え方」）

## ＜配偶者控除等の適用状況等への配慮＞

- ・ 配偶者控除等は現実に多数の世帯に適用され、定着していることなどからも、慎重な検討を要するのではないかとの意見もあった。（平成12年7月「わが国税制の現状と課題」）

## わが国税制の現状と課題（抄）

### —21世紀に向けた国民の参加と選択—

（ 平成 12 年 7 月  
政府税制調査会 ）

#### 一 個人所得課税

##### 4. 課税ベースとしての所得

###### （2）課税最低限と控除

###### ② 主要な控除

###### ハ. 配偶者控除及び配偶者特別控除

納税者が、一定所得金額以下の配偶者を有する場合、その納税者本人の税負担能力（担税力）の減殺を調整する趣旨から、配偶者控除（所得税：38万円、個人住民税：33万円）及び配偶者特別控除（所得税：最高38万円、個人住民税：最高33万円）が設けられています。配偶者特別控除は、配偶者の収入に応じて控除額が減少する消失控除（収入の増加に伴い、控除額を段階的に減少させる控除であり、税引後の手取額の変化を緩和する役割を果たしています。）となっています。

配偶者については、かつて一人目の扶養親族として扶養控除が適用されていましたが、夫婦は相互扶助の関係にあって、一方的に扶養している親族と異なる事情があることなどに鑑み、昭和36年度に扶養控除から独立させて配偶者控除が創設されました。

その後、昭和62・63年の抜本的税制改革の際に、納税者本人の所得の稼得に対する配偶者の貢献に配慮し、税負担の調整を図る観点や、いわゆるパート問題、すなわちパートで働く主婦の所得が一定額を超える場合に、配偶者控除が適用されなくなることから、かえって世帯全体の税引後手取額が減少してしまうという手取りの逆転現象への対応の観点などから、配偶者特別控除が消失控除の形で創設されました。この配偶者特別控除の創設によって、税制上の手取りの逆転現象は解消されています。

(中略)

配偶者に係る控除、とりわけ、配偶者特別控除については、女性の社会進出、男女共同参画社会の進展などを踏まえ、就業に対する税の中立性の観点から、その性格、あり方の見直しが必要であるとの意見が高まってきています。

基礎的な人的控除が世帯構成員の数などに応じて納税者の税負担能力（担税力）を調整するための仕組みであることを踏まえると、配偶者を有する納税者への配慮として配偶者控除と配偶者特別控除の二つの控除の適用を認めていることは、納税者本人や扶養親族に係る配慮と比較してかなり大きいものとなっています。

また、就業している配偶者であっても、所得が一定額以下であれば、自らは基礎控除の適用を受けて課税関係が生じない一方で、その者の配偶者である納税者本人は、その課税所得金額の計算上、配偶者控除等の適用を受けており、その意味でいわば二重の人的控除を享受する結果となっています。

したがって、女性の社会進出、男女共同参画社会の進展などを踏まえ、税負担能力（担税力）の減殺を調整するといった所得控除の趣旨や他の基礎的な人的控除とのバランス、制度の簡明性などの観点から、配偶者に係る控除のあり方について検討を加える必要があると考えます。なお、その際には、消失控除の仕組みによる税引後の手取りの逆転現象への対応の必要性にも留意しなければなりません。

なお、配偶者控除等は現実に多数の世帯に適用され、定着していることなどからも、慎重な検討を要するのではないかとの意見もありました。

# るべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

平成 14 年 6 月  
政府税制調査会

## 第二 個別税目の改革

### 一 個人所得課税

#### 2. 今後の改革の方向

##### (2) 諸控除の見直し

###### ① 家族に関する控除

###### □ 人的控除の基本構造の更なる見直し

次に、これらの3 控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除）からなる人的控除の基本構造の更なる見直しについては、論点を明確化するため、あえて次の三つの異なる考え方を示し、国民の議論に付したい。

この際、考え方 2 または考え方 3 のように、配偶者控除や扶養控除を廃止する場合には、基礎控除を拡充することをあわせ考慮に入れる。

###### (考え方 1—基礎控除、配偶者控除、扶養控除の三つの人的控除で構成する)

扶養による担税力の減殺に配慮するという、現行の人的控除の趣旨を踏まえたもの。さらに、配偶者と扶養親族との区別をなくすことにより、「家族控除（仮称）」と基礎控除の二つに集約する案もある。ただし、男女共同参画社会の形成の立場からは、配偶者特別控除の廃止（前述）にとどまらず、配偶者控除そのものも廃止すべきとの意見もある。

###### (考え方 2—配偶者控除を廃止するとともに、扶養控除については児童及び老齢の親族のみに対象を限定する)

基本的には本人の基礎控除のみとするとの考え方に基づくもの。成人は自ら就労して所得を稼得し、自らに基礎控除を適用する可能性を持つため、これを扶養する者について扶養控除の適用を認めない。しかし、児童及び老齢の親族については、就労する機会も乏しく、自らに基礎控除を適用する可能性が少ないとから、扶養控除として取り込むという趣旨。扶養に伴う担税力の減殺に配慮しないことに加え、親族が一定の年齢に達するだけで本人の税負担が急変してしまうなどの問題がある。

###### (考え方 3—配偶者控除及び扶養控除を廃止する一方、児童の扶養について税額控除を設ける)

本人の基礎控除のみとするとの考え方を徹底しつつ、別途、児童の養育に対し、税額控除という形で配慮するもの。所得控除と異なり、所得の多寡にかかわらず同等の配慮が可能となる（ただし、非納税者には及ばない）。他方、扶養に伴う担税力の減殺を全く認めないといった考え方は個人所得課税制度になじみにくく、また、他の所得控除と税額控除が混在することとなるため制度として複雑になる。

# 平成 15 年度における税制改革についての答申（抄）

## —あるべき税制の構築に向けて—

〔平成 14 年 11 月〕  
〔政府税制調査会〕

### 第二 平成 15 年度税制改正における個別税目の改革

#### 一 個人所得課税

##### 2. 人的控除の簡素化・集約化

これまでの税制改正において、税負担の軽減のため、人的控除に係る各種の割増・加算措置の拡充等が講じられてきた。これらの措置については、経済社会の構造変化に即応して、個々人の自由なライフスタイルの選択に介入しないような中立的な税制にする観点から是正を図り、人的控除の簡素化・集約化を進める必要がある。

このような観点から、平成 15 年度税制改正においては、配偶者特別控除、特定扶養控除の廃止・縮減に取り組むべきである。

(1) 配偶者特別控除が創設された際には、主に専業主婦世帯を中心に税負担を軽減することが念頭に置かれていた。その当時は、専業主婦世帯が最も典型的な家族類型であったが、その後の経済社会情勢の変化により、現在では、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回るようになってきた。女性の就業状況にも世帯主の補助的な就労から本格的な就労への移行傾向が見られるようになっている。こうした経済社会の構造変化も顧みれば、配偶者控除に上乗せして、言わば「二つ目」の特別控除を設けている現行制度は、納税者本人や他の扶養親族に対する配慮と比べ、配偶者に過度な配慮を行う結果となっている。したがって、当調査会としては、配偶者特別控除は廃止すべきであると考える。その際には、負担増に配慮して段階的な縮減も考えられる。また、パート労働者の就労を阻害しないよう、税引き後の手取りの逆転現象に対する所要の配慮措置を講じる必要がある。

# 少子・高齢社会における税制のあり方（抄）

平成 15 年 6 月  
政府税制調査会

## 第一 少子・高齢化と税制

### 一 個別税目の改革

#### 1. 個人所得課税

##### （4）人的控除の基本構造の見直し

③ 配偶者に対する配慮のあり方としては、家事や子育て等の負担はどのような世帯形態でも生じる上、今後、共稼ぎの増加が見込まれるため、税制面で片稼ぎを一方的に優遇する措置を講じることは適当でない。また、扶養に対する配慮については、少子・高齢社会における子育ての重要性を考え、今後、児童など真に社会として支えるべき者に対して扶養控除を集中することが考えられる。その際、控除の仕組みを所得控除制度ではなく税額控除制度とすることも検討課題となる。これらについては、社会保障制度との関連や諸外国での事例等も踏まえ、検討を深める必要がある。

# 個人所得課税に関する論点整理(抄)

平成 17 年 6 月  
政府税制調査会  
基礎問題小委員会

## 3. 世帯構成と税負担のあり方

### (1) 配偶者との関係

イ) 現行の配偶者にかかる人的控除は、個人単位課税の下で、一定所得金額以下の配偶者を有する納税者について所得控除によって担税力の減殺を一律に調整する仕組みとなっている。配偶者については、かつて一人目の扶養親族として扶養控除が適用されていた。夫婦は相互扶助の関係にあって、一方的に扶養している親族とは異なるとの事情に鑑み、扶養控除から独立させて配偶者控除を創設したとの経緯があるが、今もその本質において扶養控除であった時代から変化していない。

現行の配偶者控除制度については、次のような問題点がある。  
そもそも、結婚により担税力がどのような影響を受けるのかは個々の世帯によっても区々であり、一律に論ずることはできない。税制において、夫婦を担税力という面での配慮が必要な関係と一方的に位置付けることには疑問がある。配偶者の存在が納税者本人の担税力を減殺させているとの考え方については、夫婦のあり方や配偶者の家事労働の経済的価値もあること等から、改めて検討する必要がある。

また、現行制度の下では、配偶者は、その就労のあり方を決めるにあたって、パートナーの税負担に及ぶ影響を考慮に入れざるを得ない場合があり、配偶者の就労に対する中立性といった面でも矛盾が生じている。女性の就労が増加している中、配偶者が仕事をするか、またどの程度の所得を稼得するかは、本来パートナーの税負担とは離れて決せられるべき問題であろう。

さらに、就業している配偶者であっても、所得が一定額以下であれば自らは基礎控除の適用を受けて課税関係が生じない。その一方で、パートナーが配偶者控除の適用を受けることで、夫婦で二重に控除を享受するという問題が生じている。

こうした点を踏まえ、配偶者に関する現行の人的控除のあり方については、根本的な見直しが必要であろう。

# 抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（抄）

平成 19 年 11 月  
政府税制調査会

## 第2 各論

### 1. 個人所得課税

#### (4) 世帯構成と税負担のあり方

個人所得課税においては、個人単位課税を基本としつつ、人的控除という仕組みにより家族の個別の事情に配慮することが適当であるが、個々の人的控除制度については、以下のような議論があった。

##### ① 配偶者との関係

配偶者控除等（配偶者控除・配偶者特別控除）については、以下のような観点から見直しを図るべきとする意見が多く見られた。

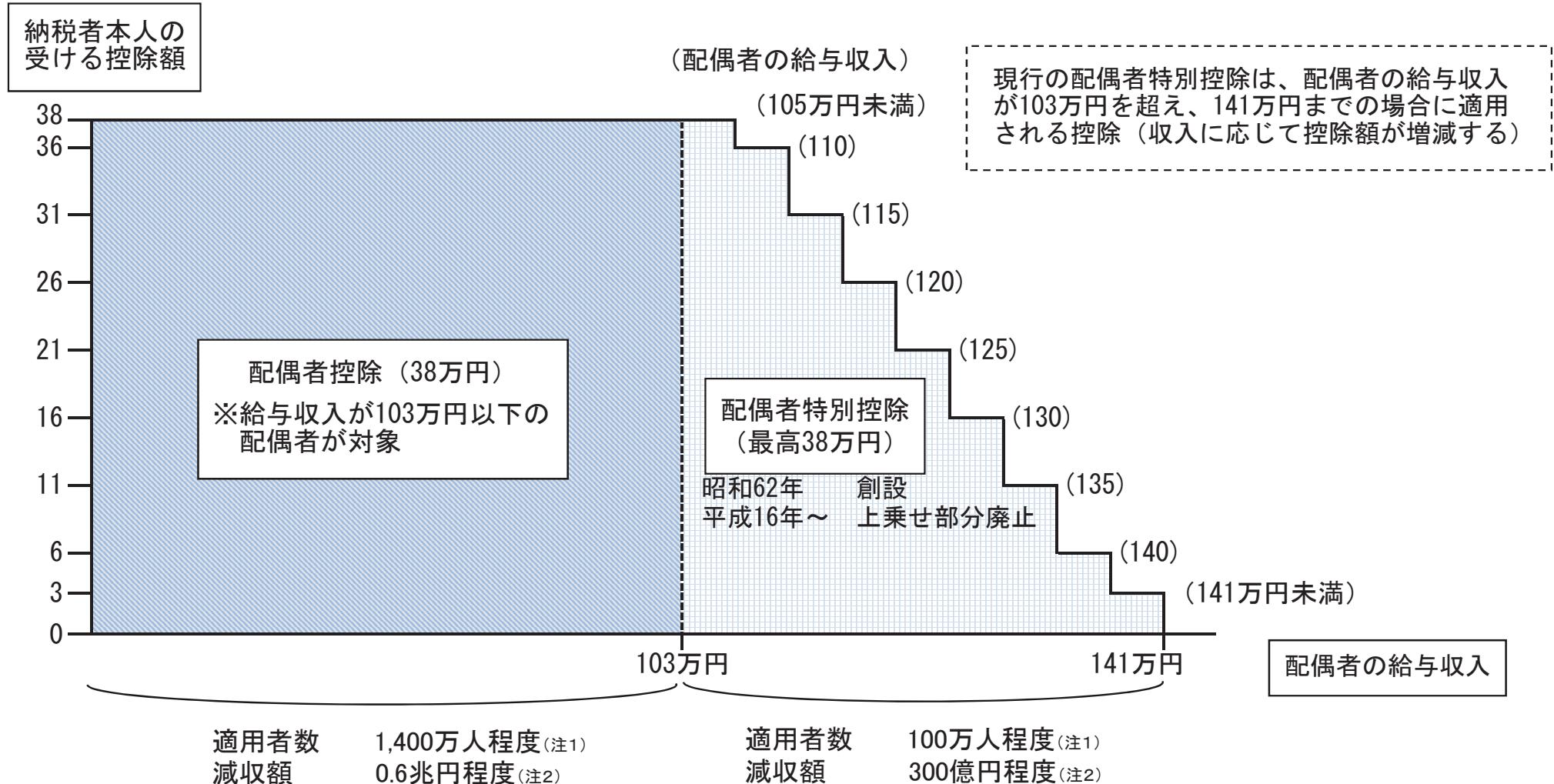
- イ 男女共同参画が進んでおり、また、配偶者の家事労働には納税者本人にとっての経済的価値等がある
  - ロ 現行制度は配偶者の就労の中立性を阻害している
  - ハ 納税者本人は配偶者控除等の適用を受け、配偶者が基礎控除の適用を受けることで、二重に控除を享受する場合がある
- ニ 配偶者控除等を見直し、その財源を子育て支援に充ててはどうか

他方で、夫婦は生活の基本的単位であり、現行制度を維持すべきとする意見もあった。

配偶者控除等のあり方については、上記のような様々な意見を踏まえて見直しを図ることも考えられる。その際、配偶者控除等の見直しにより税負担が急激に増えることは避けるべきであり、他の控除の見直し等も踏まえる必要がある。

4. いわゆる「103万円の壁」、  
「130万円の壁」

## 配偶者控除・配偶者特別控除の仕組み

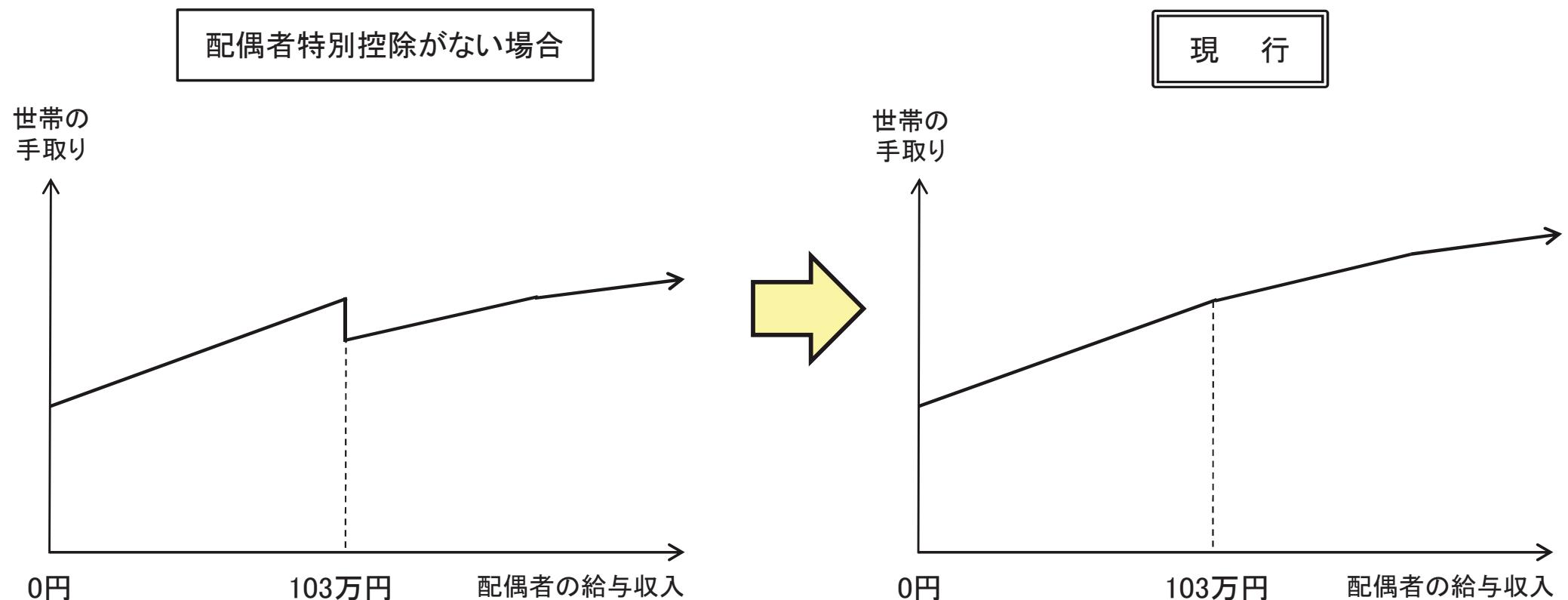


⇒ かつては「配偶者特別控除」がなく、配偶者の給与収入が103万円を超えると納税者本人の配偶者控除の適用がなくなることにより、配偶者の給与収入が増えても、世帯でみれば「手取りの逆転現象」（いわゆる「壁」）が生じていたが、現行においては、税制上の「壁」は解消されている。

(注1) 配偶者控除（老人控除対象配偶者を含む。）及び配偶者特別控除の適用者数は、平成26年度予算ベースであり、給与所得者以外の人も含めた数である。

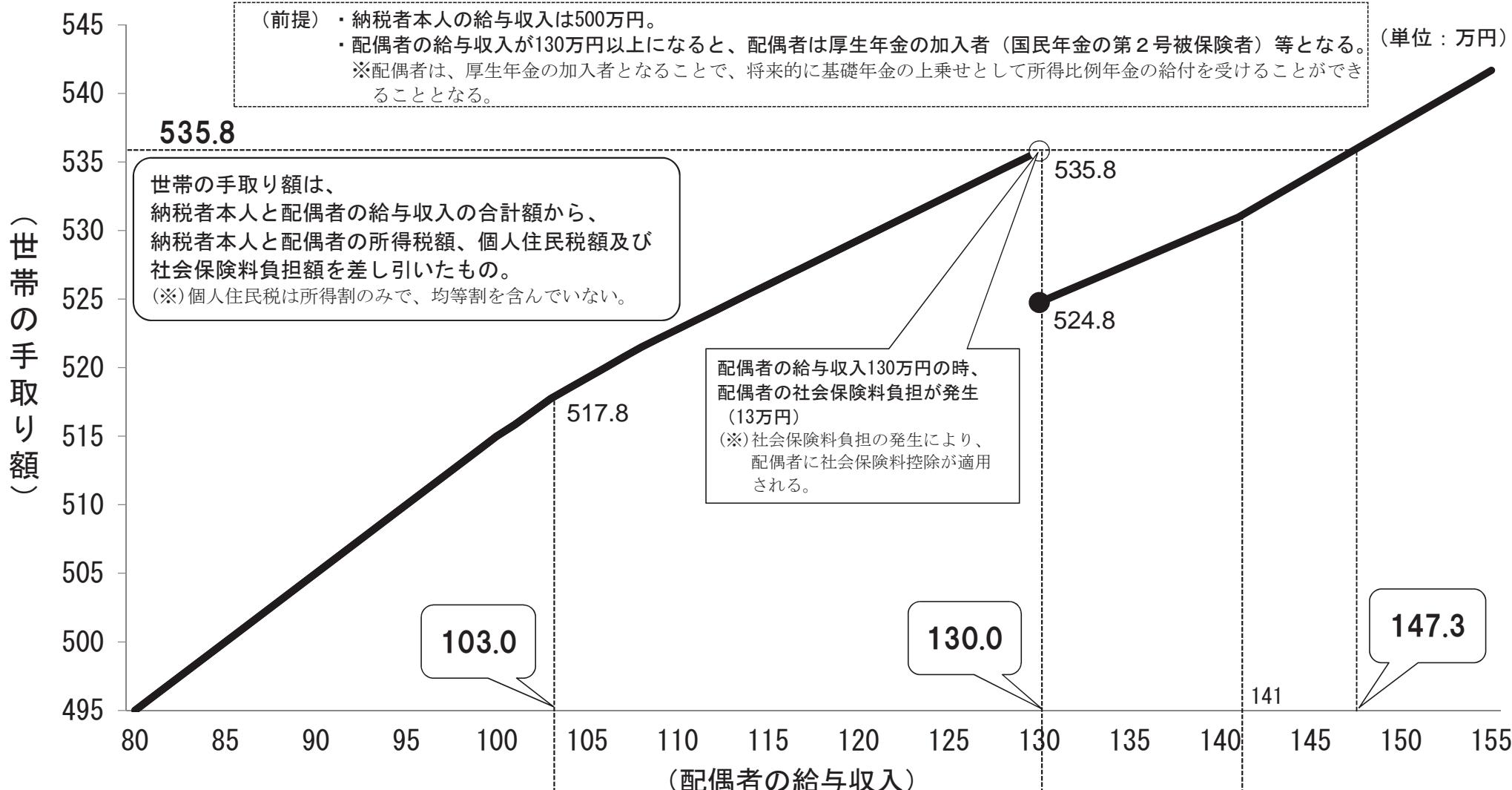
(注2) 平成26年度予算ベースによる。

## いわゆる「103万円の壁」について(イメージ)



(注) 配偶者特別控除は昭和62年に創設。

## 配偶者の給与収入の増加に伴う世帯の手取り額の変化のイメージ図



配偶者の給与収入	~103万円以下	103万円超~130万円未満	130万円以上~141万円未満	141万円以上~ (配偶者の限界税率が5%の場合)
世帯の手取り額の変化 (配偶者の給与収入増加 1万円当たり)	<b>1万円</b> (~100万円) <b>0.95万円</b> (100万円~) • 配偶者の個人住民税 負担が発生	<b>0.67万円</b> (平均値) • 配偶者の個人所得課税負担が発生 • 紳税者本人の配偶者控除が適用されなくなり、配偶者特別 控除が適用される (段階的に遞減)	<b>0.57万円</b> (平均値) • 配偶者の社会保険料 負担が発生 • 紳税者本人の配偶者 特別控除が段階的に 遷減	<b>0.77万円</b> • 紳税者本人の配偶者特別控除 が適用されなくなる

## 民間における家族手当の支給状況について

(人事院「平成26年職種別民間給与実態調査」等により作成)

### ① 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

家族手当制度がある	配偶者に家族手当を支給する	配偶者の手当を見直す予定がある		配偶者に家族手当を支給しない	家族手当制度がない
		配偶者の手当を見直す予定がある	配偶者の手当を見直す予定がない		
76.8%	(92.7%)	[4.6%]	[95.4%]	(7.3%)	23.2%

(注1) ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

(注2) [ ] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

### ② 配偶者の収入に対する制限の状況

配偶者の収入に対する制限がある	収入制限の額			配偶者の収入に対する制限がない
	130万円	103万円	その他	
82.2%	21.8%	54.9%	5.5%	17.8%

(注) 配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

### ③ 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,347円
配偶者と子1人	20,481円
配偶者と子2人	26,013円

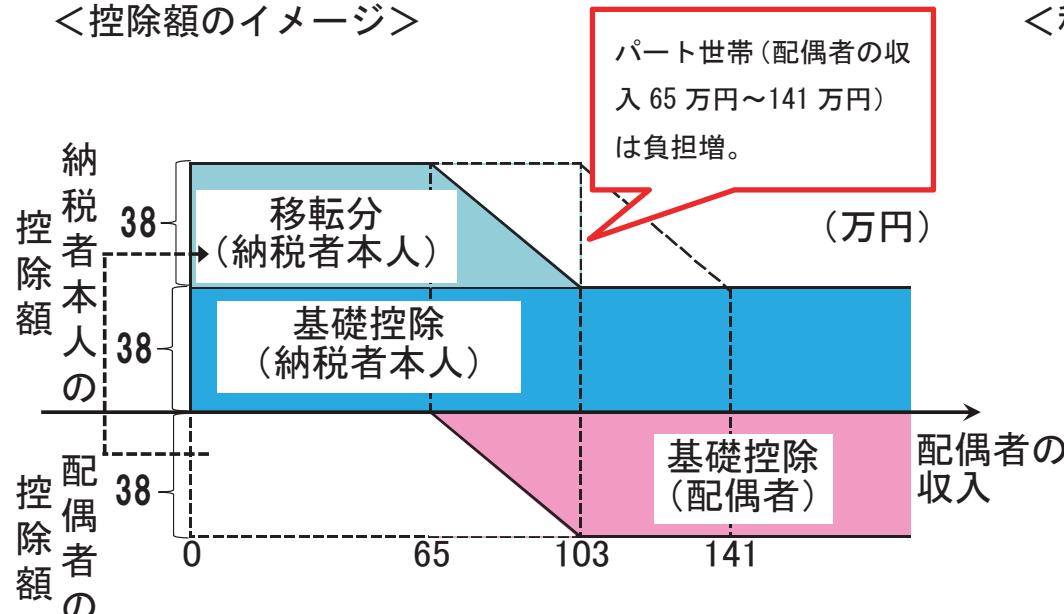
(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

## 5. いわゆる移転的基礎控除

## いわゆる移転的基礎控除

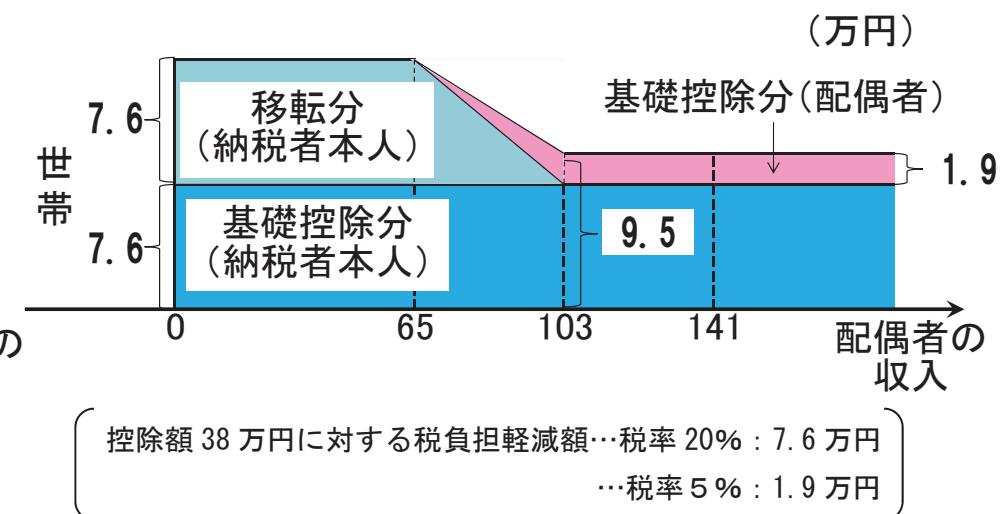
配偶者の収入に関わらず夫婦2人で受けられる控除の合計額と同じとするため、配偶者控除を見直し、配偶者が使い残した基礎控除の額を納税者本人に移転させるための控除とする仕組み。

### <控除額のイメージ>



### <税負担軽減額のイメージ>

※…納税者本人の税率 20%、配偶者の税率 5 %の場合



### (留意点)

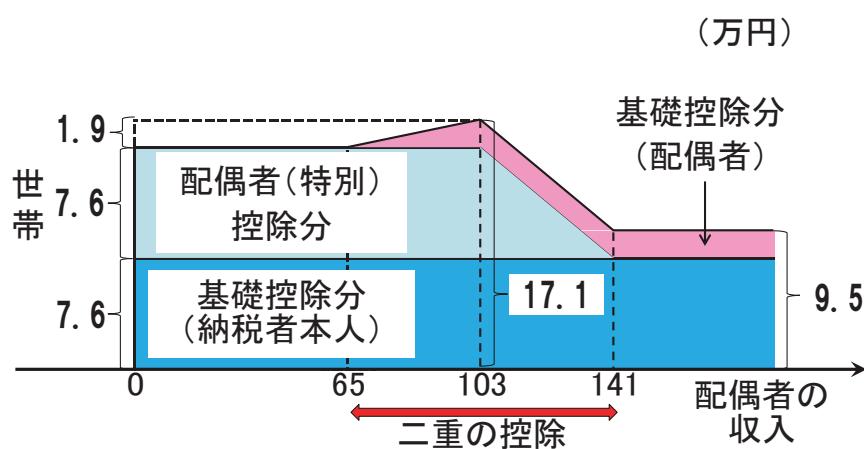
- ①夫婦2人で受けられる控除の額が配偶者の収入によらず一定となり、現行制度の問題とされている二重の控除の解消につながる。
- ②基礎控除を所得控除としたままで移転的基礎控除を導入する場合、配偶者の税率が納税者本人の税率より低いときには、配偶者の収入が少ないほど夫婦2人で受けられる税負担軽減額が大きくなり、働き方への中立性が阻害される可能性（特にパート収入が65万円～103万円の範囲においては、収入が65万円までと比べて収入の増え方に対する手取り収入の増え方が少なく、収入を増やすインセンティブを弱める可能性）。
- ⇒税額控除化する場合には、配偶者の収入によらず夫婦2人で受けられる税負担軽減額は一定。
- ⇒この場合、扶養控除等の他の人的控除についても税額控除化するのかどうかについて、あわせて検討する必要があり、諸控除全体の抜本的な検討が必要となる。
- ③パート世帯においては負担増。
- ⇒パート世帯に対する影響、他の世帯類型とのバランス、增收分の使途等について慎重に検討する必要。

## 配偶者(特別)控除、いわゆる移転的基礎控除による世帯の税負担軽減額のイメージ

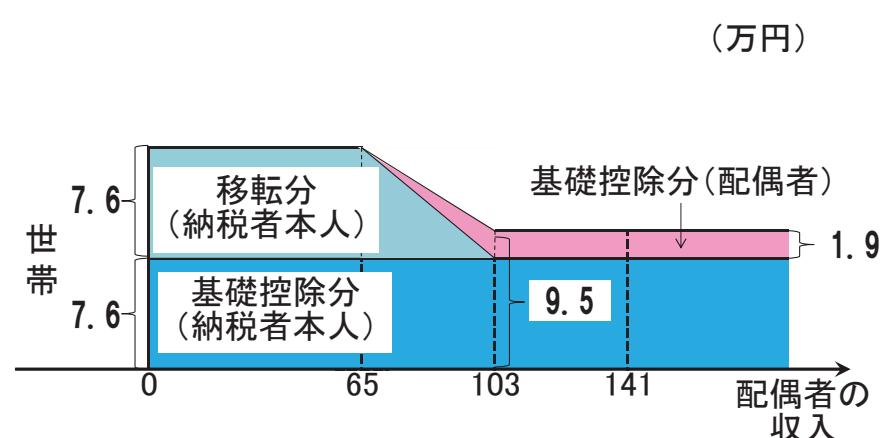
納税者本人の税率 20%、配偶者の税率 5 %の場合

- 控除額 38 万円に対する税負担軽減額 … 税率 20% : 7.6 万円、税率 5 % : 1.9 万円

<配偶者(特別)控除と基礎控除>



<いわゆる移転的基礎控除>

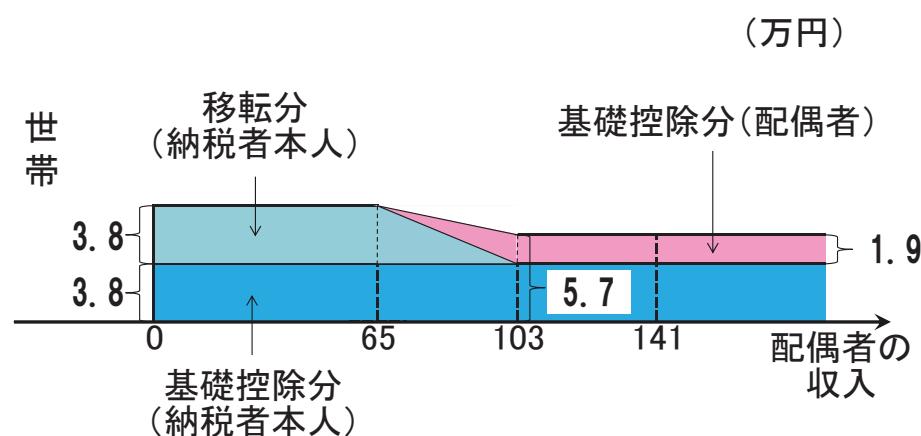


## いわゆる移転的基礎控除による世帯の税負担軽減額のイメージ

**納税者本人の税率 10%、配偶者の税率 5 %の場合**

- 控除額 38 万円に対する税負担軽減額

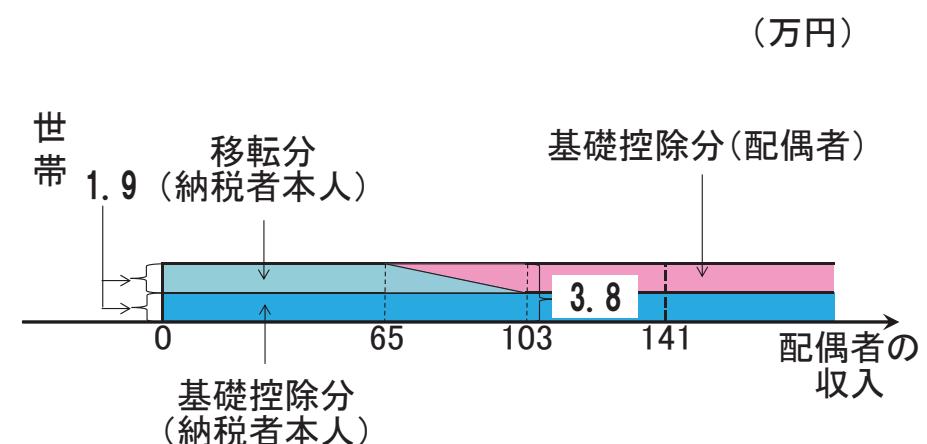
… 税率 10% : 3.8 万円、税率 5 % : 1.9 万円



**納税者本人と配偶者の税率が共に 5 %の場合**

- 控除額 38 万円に対する税負担軽減額

…税率 5 % : 1.9 万円



## 6. 課 稅 单 位

## 主要国における課税単位及び基礎控除等について

(2014年1月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税単位	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税の 選択制	個人単位課税	個人単位課税と 夫婦単位課税の 選択制	世帯単位課税 (N分N乗方式) <sup>(注1)</sup>
(参考) 私有財産制度	夫婦別産制	州により異なる (多くは夫婦別産制)	夫婦別産制	夫婦別産制	法定共通制 <sup>(注2)</sup>
納税者本人に係る 控除等	基礎控除  [38万円]	人的控除 <sup>(注3)</sup>  [40万円]	基礎控除  [152万円]	税率不適用所得  [113万円]	税率不適用所得  [81万円]
夫婦各々の基礎控 除等に加え、配偶者 の存在を理由に追 加的に認められる 控除等	配偶者控除  [38万円]	なし	なし	なし	なし

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=100円、1ポンド=161円、1ユーロ=135円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成25年(2013年)11月中における実勢相場の平均値）。なお、端数は四捨五入している。

(注1) フランスでは、家族除数(N)は単身者の場合1、夫婦者の場合2、夫婦子1人の場合2.5、夫婦子2人の場合3、以下被扶養児童が1人増すごとに1を加算する。

(注2) フランスでは、財産に関する特段の契約なく婚姻するときは法定共通制（夫婦双方の共通財産と夫又は妻の特有財産が並存する）。

(注3) 一定額以上の所得を有する者については、所得の増加に応じて控除額が遞減する枠組み（単身者の場合、所得が254,200ドルから2,500ドル増加するごとに控除額が2%ずつ遞減し、376,700ドルで消滅）。

# 課税単位について

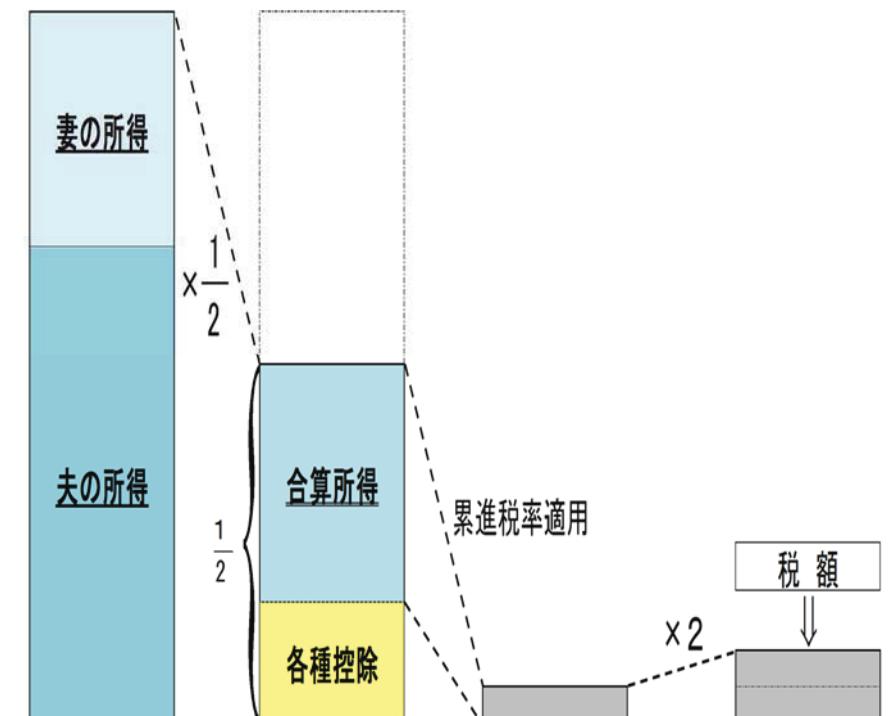
## 1. 課税単位とは

- 課税対象となる所得を、個人ごとにとらえるのか(個人単位課税)、夫婦としてあるいは世帯全体としてとらえるのか(世帯単位課税)といった算定単位を課税単位といいます。
- 例えば、課税単位を世帯単位でとらえる場合の課税方式として2分2乗方式があり、具体的には、夫婦の所得を合算し、それを「2分」した金額について税率を適用して算出した金額を「2倍」して税額を算出。

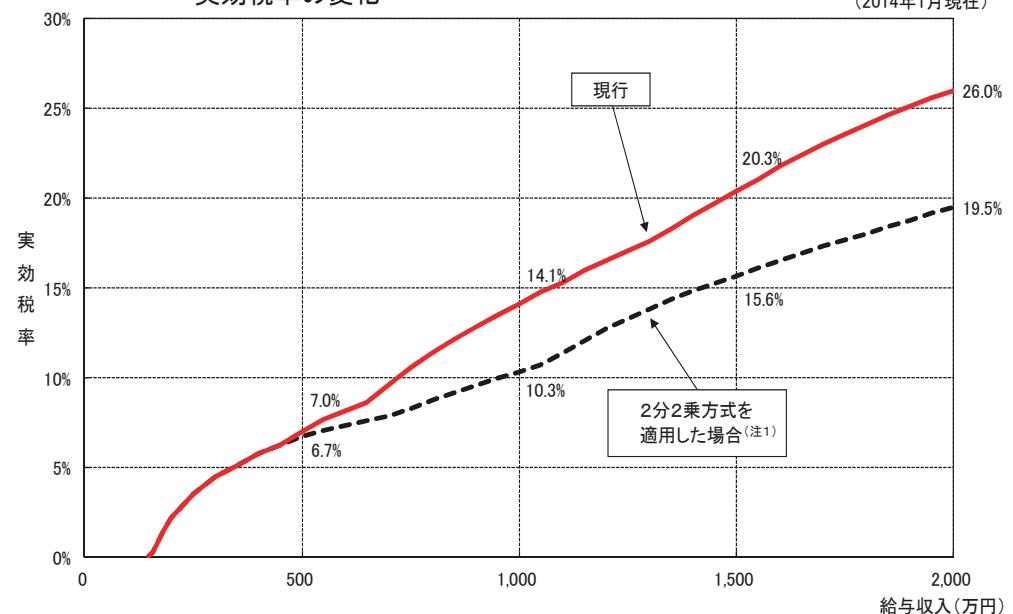
## 2. 政府税制調査会の答申で示された世帯単位課税に関する考え方

- 2分2乗方式を採用した場合には、適用される累進税率が平均化するために、独身者世帯に比べて夫婦世帯が有利になること、共稼ぎ世帯に比べて片稼ぎ世帯が有利になること、高額所得者に税制上大きな利益を与える結果となることなどの問題点が考えられます。(平成12年7月 政府税制調査会 わが国税制の現状と課題)

【参考1】世帯単位課税(2分2乗)の仕組み(イメージ)



【参考2】所得税の課税方式を世帯単位(2分2乗方式)に変更した場合の実効税率の変化  
(2014年1月現在)

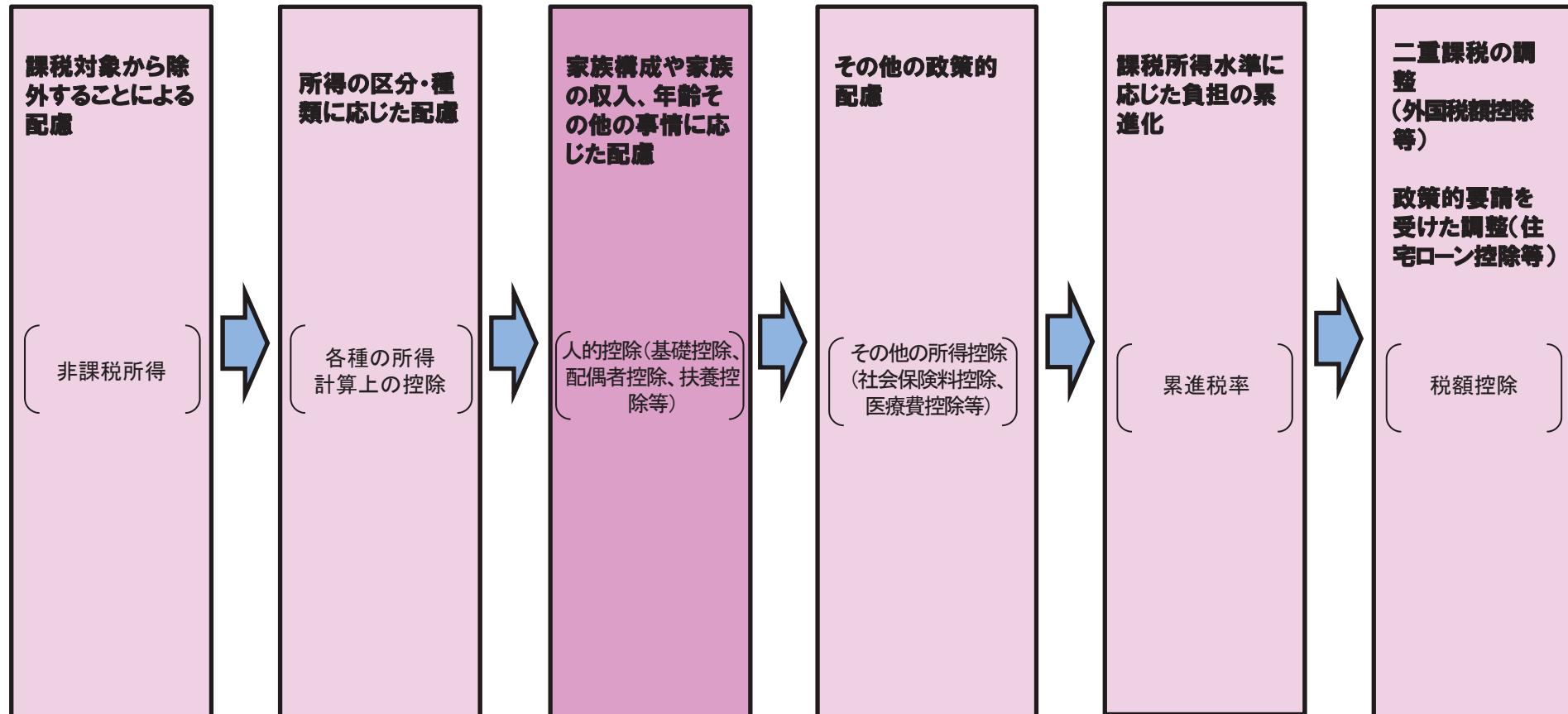


(注) 1. 2分2乗方式は、所得金額から社会保険料控除を差し引いた後の金額を2分の1にして、基礎控除を適用し、その後税率表を適用し、算出された税額を2倍して計算している。  
2. 片働き世帯として計算しており、個人所得課税には、所得税及び個人住民税が含まれる。  
3. 復興特別所得税（所得税額の2.1%）は加味していない。  
4. 表中の数値は、給与収入 500万円、1,000万円、1,500万円及び2,000万円の場合の実効税率である。

## 7. 個人所得課税における税負担の 調整と負担状況

# 現行の所得税における税負担の調整

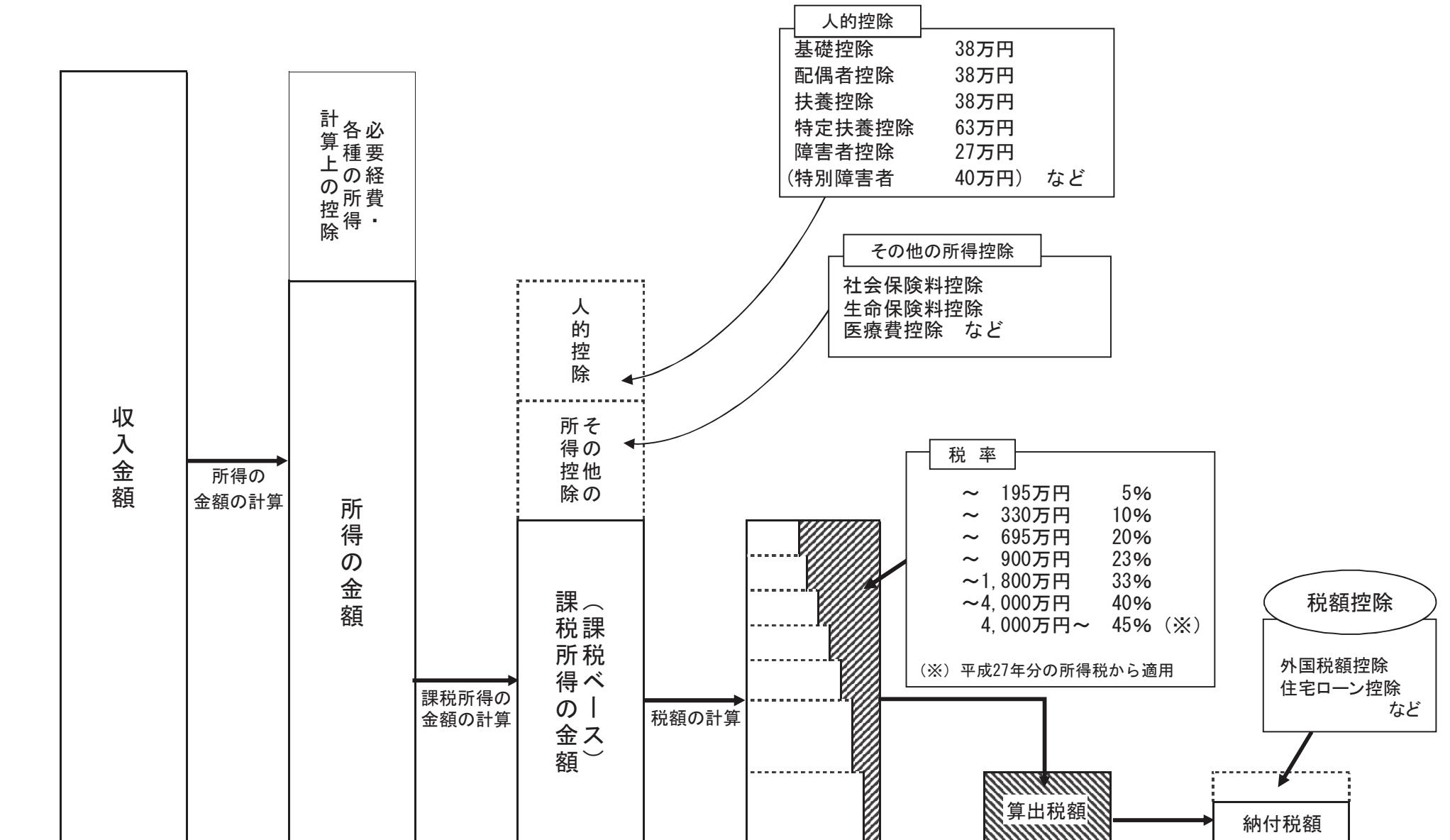
所得税は、個々人の諸事情に応じてきめ細かい配慮が可能な税目であり、税額計算の様々な段階において税負担の調整が行われている。



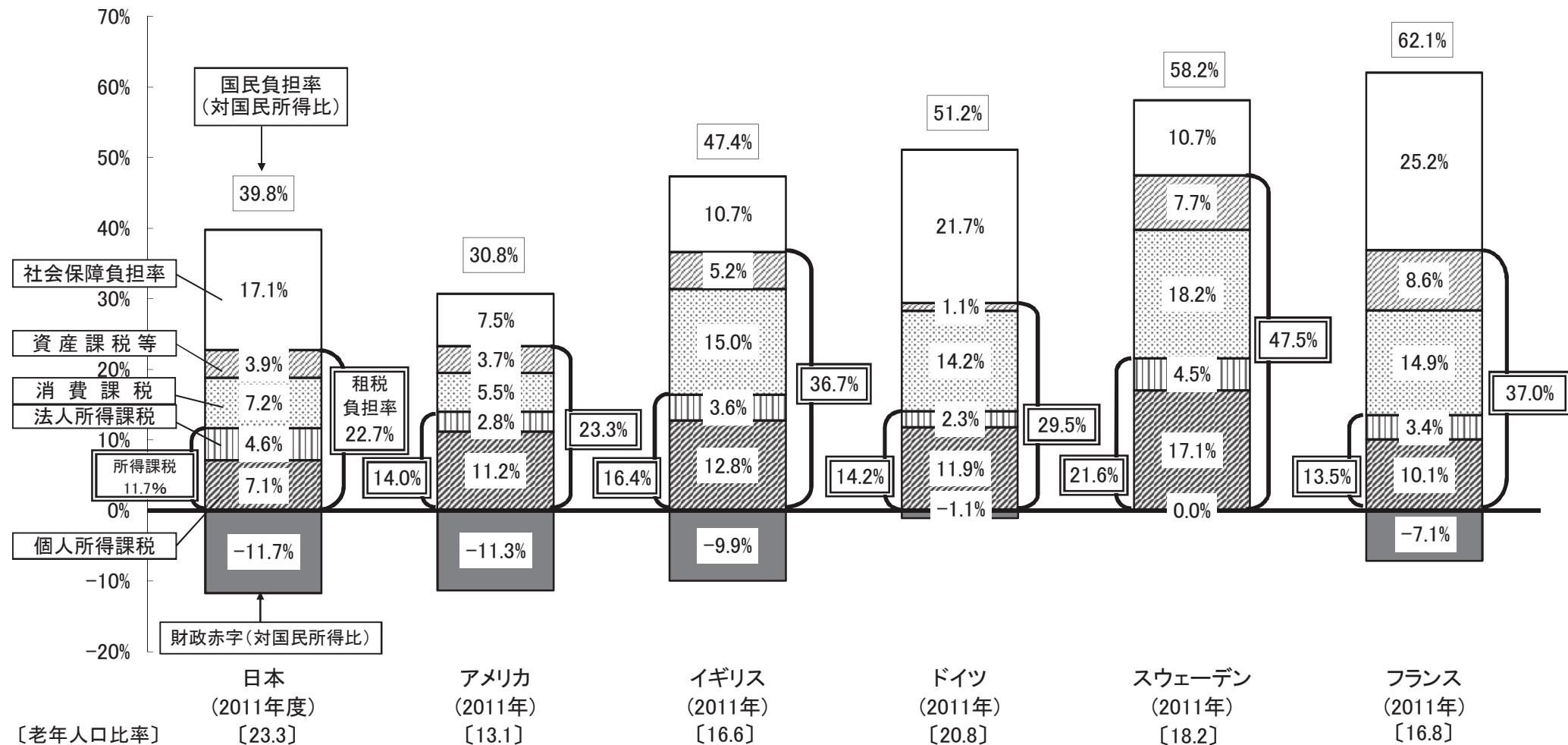
## 所得税法上は所得とならないもの

- **帰属所得**…通常の市場取引の外において自己の労働や財産から直接に得られる所得（専業主婦（夫）等の家事労働、マイホームに居住する場合の家賃相当額（帰属家賃）等）※事業者によるその取り扱う商品の自家消費は例外的に課税
- **未実現のキャピタルゲイン**※法人等に対する資産の無償又は低額の譲渡等は例外的に「みなし譲渡」課税

## 所得税額計算のフローチャート



## 国民負担率(対国民所得比)の内訳の国際比較



- (注)1. 日本は平成23年度(2011年度)実績、諸外国は、OECD “Revenue Statistics 1965–2012” 及び同 “National Accounts” 等による。なお、日本の平成26年度(2014年度)予算ベースでは、国民負担率:41.6%、租税負担率:24.1%、個人所得課税:7.4%、法人所得課税:5.0%、消費課税:8.2%、資産課税等:3.6%、社会保障負担率:17.5%、財政赤字10.3%となっている。
2. 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。
3. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
4. 老年人口比率については、日本は2011年の推計値(総務省「人口推計」における10月1日現在人口)、諸外国は2010年の数値(国際連合 “World Population Prospects: The 2012 Revision Population Database”による)である。なお、日本の2014年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年(2012年)1月推計)による)は26.1となっている。

## 個人所得課税負担率及び社会保険料被用者負担の国際比較(対国民所得比)

	日本 (2011年)	アメリカ (2011年)	イギリス (2011年)	ドイツ (2011年)	スウェーデン (2011年)	フランス (2011年)
個人所得課税 負担率	7.1%	11.2%	12.8%	11.9%	17.1%	10.1%
社会保険料の 被用者負担	7.0%	2.6%	3.4%	8.2%	3.6%	5.5%
合計	14.1%	13.7%	16.2%	20.0%	20.7%	15.6%

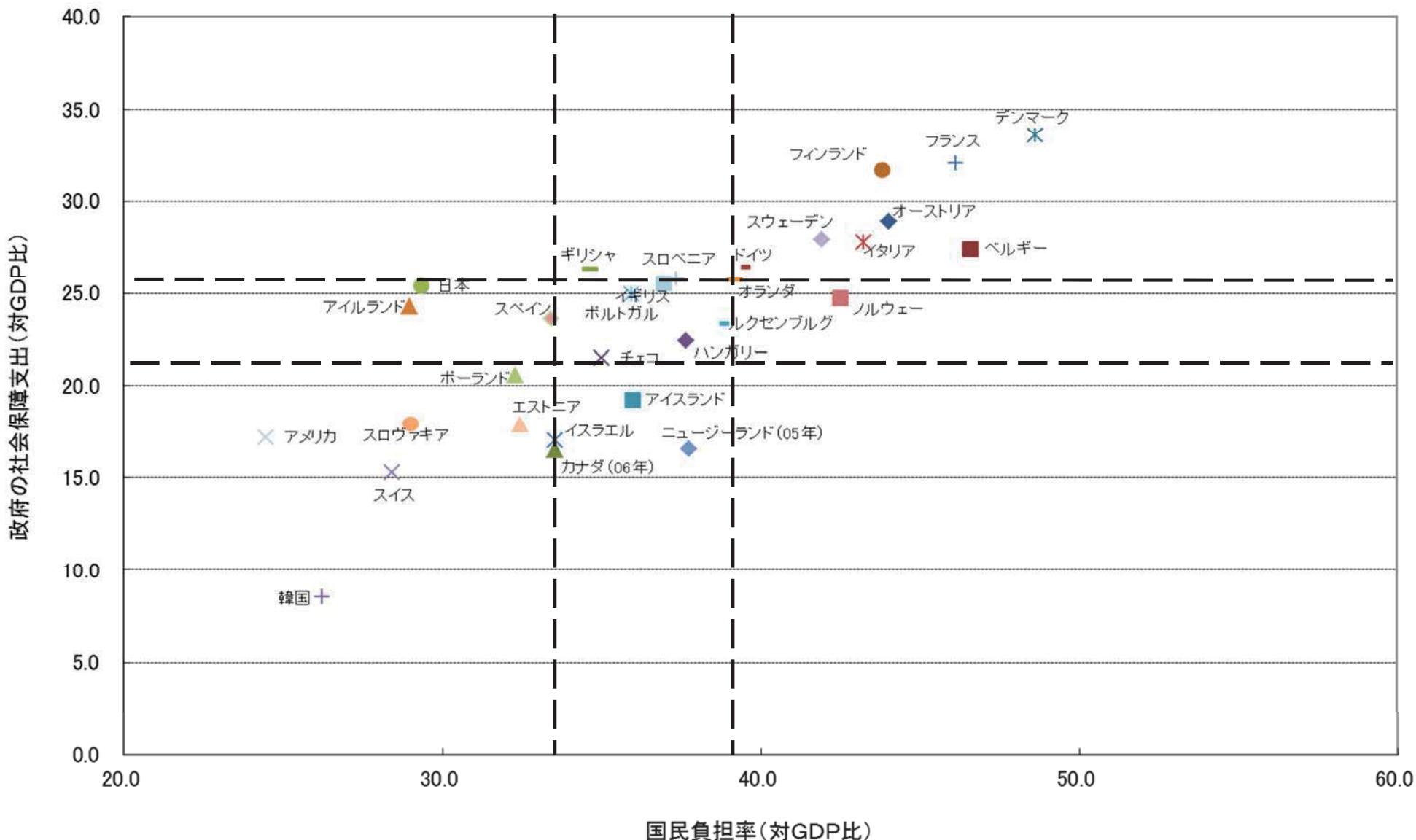
(注1) OECD "Revenue Statistics"においては、社会保険料に係る計数について、分類不能とされている項目があり、これについては計算上関連する項目に按分している。

(注2) 四捨五入の関係上、各項目の係数の和が合計値と一致しないことがある。

(出典) 内閣府「国民経済計算確報」、OECD "Revenue Statistics 1965–2012" 及び同 "National Accounts" 等

# OECD諸国における社会保障支出と国民負担率の関係(2011年)

(単位: %)



(注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

(注2) 国民負担率: 各国2011年実績、日本は2011年度、ニュージーランドは2005年、カナダは2006年の実績。

(注3) 政府の社会保障支出: 各国2011年実績、日本は2011年度実績、ニュージーランドは2005年、カナダは2006年の実績。

(出典) 国民負担率: OECD「National Accounts」、同「Revenue Statistics」、内閣府「国民経済計算」等。社会保障支出: OECD「National Accounts」

## 給与収入階級別の個人所得課税負担額の国際比較

(2014年1月現在)

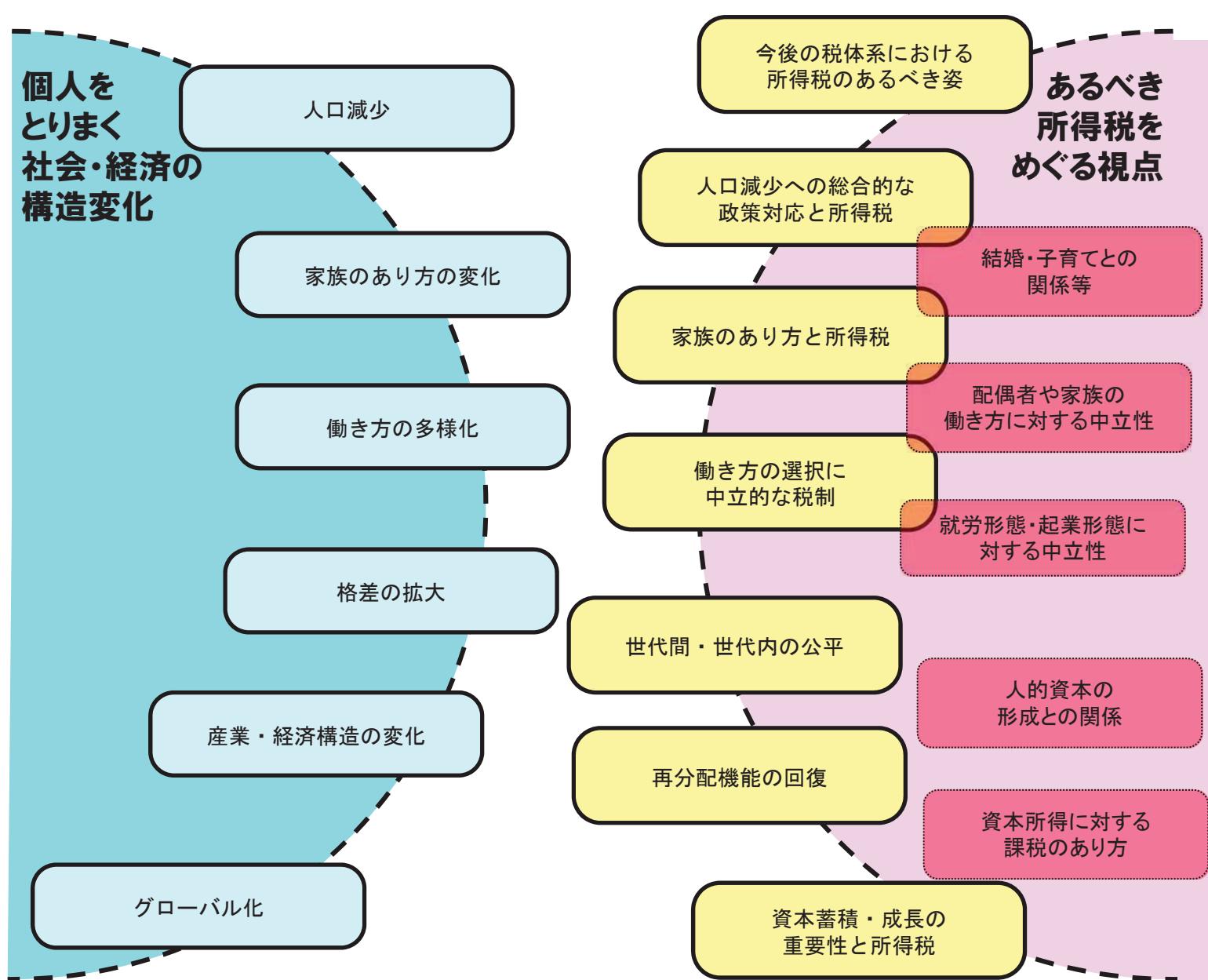
(単位：万円)

給与収入	区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
500万円	単身	42.4	82.2	69.6	88.9	72.8
	夫婦のみ	35.3	51.6	69.6	41.8	53.8
	夫婦子1人	28.2	35.1	69.6	39.6	45.7
	夫婦子2人	19.6	28.6	69.6	39.6	42.4
700万円	単身	78.9	145.1	116.1	160.3	133.1
	夫婦のみ	67.8	94.2	116.1	94.8	90.4
	夫婦子1人	57.2	77.6	116.1	93.3	81.3
	夫婦子2人	46.2	71.0	116.1	92.0	72.2
1,000万円	単身	153.7	239.9	236.1	285.6	223.6
	夫婦のみ	142.7	164.4	236.1	186.9	147.9
	夫婦子1人	131.6	143.9	236.1	184.6	136.1
	夫婦子2人	114.2	135.4	236.1	183.7	127.0
3,000万円	単身	1,038.1	948.7	1,126.2	1,171.8	1,082.3
	夫婦のみ	1,019.3	843.3	1,126.2	1,047.6	882.3
	夫婦子1人	1,000.5	829.9	1,126.2	1,035.5	863.4
	夫婦子2人	970.3	816.4	1,126.2	1,023.4	841.8

(備考) 本資料においては、統一的な国際比較を行う観点から、諸外国の税法に記載されている様々な所得控除や税額控除のうち、一定の家族構成や給与所得を前提として実際の税額計算において一般的に適用されているもののみを考慮して、個人所得課税負担額を計算している。従って、イギリスの勤労税額控除（全額給付）等は計算に含めていない。

- (注) 1. 個人所得課税には、所得税及び個人住民税等（フランスでは、所得税とは別途、収入に対して社会保障関連諸税（一般社会税等）が定率（現在、合計8%）で課されている）が含まれる。なお、フランスでは、別途、財政赤字が解消するまでの措置として、一時的に発生した高額所得に対する所得課税（最高税率4%）を2012年より導入している（上記表中においてはこれを加味していない）。
2. 日本においては夫婦子1人の場合、子が一般扶養親族（夫婦子2人の場合、子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族）、アメリカにおいては夫婦子1人の場合、子が17歳未満（夫婦子2人の場合、子のうち1人が17歳以上、1人が17歳未満）に該当するものとしている。
3. 夫婦のみ、夫婦子1人、夫婦子2人は専業主婦世帯として計算している。
4. 日本については、2016年分（平成28年分）以後の給与所得控除の上限の引下げ（26年度改正）を加味していない。
5. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの個人住民税の例としては、ニューヨーク州の個人所得税を採用している。
6. 邦貨換算レート：1ドル=100円、1ポンド=161円、1ユーロ=135円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成25年(2013年)11月中における実勢相場の平均値）。なお、端数は四捨五入している。

## 8. 社会・経済の構造変化と所得税



- **所得税の体系**
  - ・ 総合課税
  - ・ 二元的所得税
- **所得の発生形態が多様化する中での所得区分のあり方**
  - ・ 現行10の所得区分のあり方
  - ・ 所得計算上の控除のあり方
- **以下の視点を踏まえた人的控除、所得計算上の控除のあり方**
  - ・ 家族のあり方
  - ・ 働き方の選択に対する中立性
  - ・ 所得再分配機能の回復
  - ・ 世代間・世代内の公平等
- **小規模事業に対する課税のあり方**
- **金融所得課税の一体化**
- **税率構造**
- **非課税所得**